

(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035

素案(案)

令和 8 年 3 月

板 橋 区

※表紙デザインは政策企画課から支給予定

はじめに（区長挨拶）

（検討中）

目次

1 計画の基本事項	1
1.1 計画策定の背景と目的.....	1
1.2 計画の枠組み.....	1
1.3 計画の位置づけ.....	2
1.4 計画の期間.....	3
1.5 計画の構成.....	3
2 一般廃棄物処理の現状	4
2.1 国内外の動向.....	4
2.2 区の概要.....	9
2.3 区の資源・ごみの処理状況.....	12
2.4 板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 の進捗状況	17
3 将来像と基本目標	19
3.1 基本理念.....	19
3.2 達成目標.....	20
3.3 施策展開上の基本方針と施策の体系	21
3.4 計画目標.....	22
4 ごみ処理基本計画	23
4.1 情報発信・普及啓発.....	23
4.2 発生抑制（リデュース）	30
4.3 再生利用促進（リユース・リサイクル）	36
4.4 収集運搬.....	43
4.5 適正処理・処分.....	49
5 食品ロス削減推進計画	54
6 生活排水処理基本計画	62

1 計画の基本事項

1.1 計画策定の背景と目的

板橋区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づき、第四次計画として平成30(2018)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする、板橋区一般廃棄物処理基本計画2025を策定し、目標達成に向けて事業を推進しています。

今般、計画期間の満了にあたり、廃棄物及び循環型社会形成推進を取り巻く内外の社会経済環境、法令や計画の策定等の変化に柔軟に対応すべく、第五次計画となる（仮称）板橋区一般廃棄物処理基本計画2035を策定します。

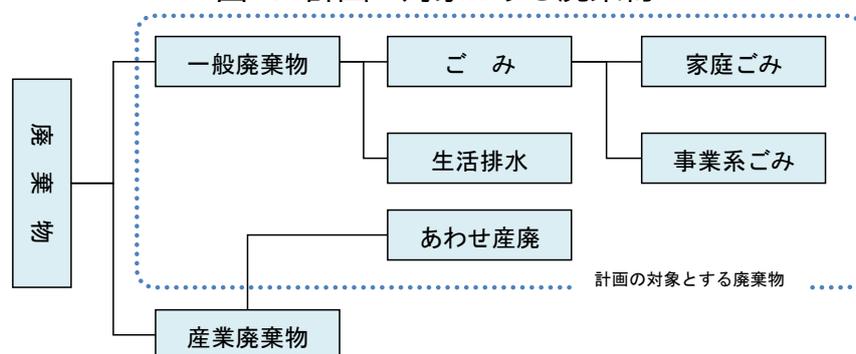
1.2 計画の枠組み

(1) 対象廃棄物

区内で発生する一般廃棄物（資源物を含むごみ・生活排水）を対象とします。

なお、事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）については、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物（あわせ産廃）も対象とします。

図1 計画の対象とする廃棄物



(2) 対象地域

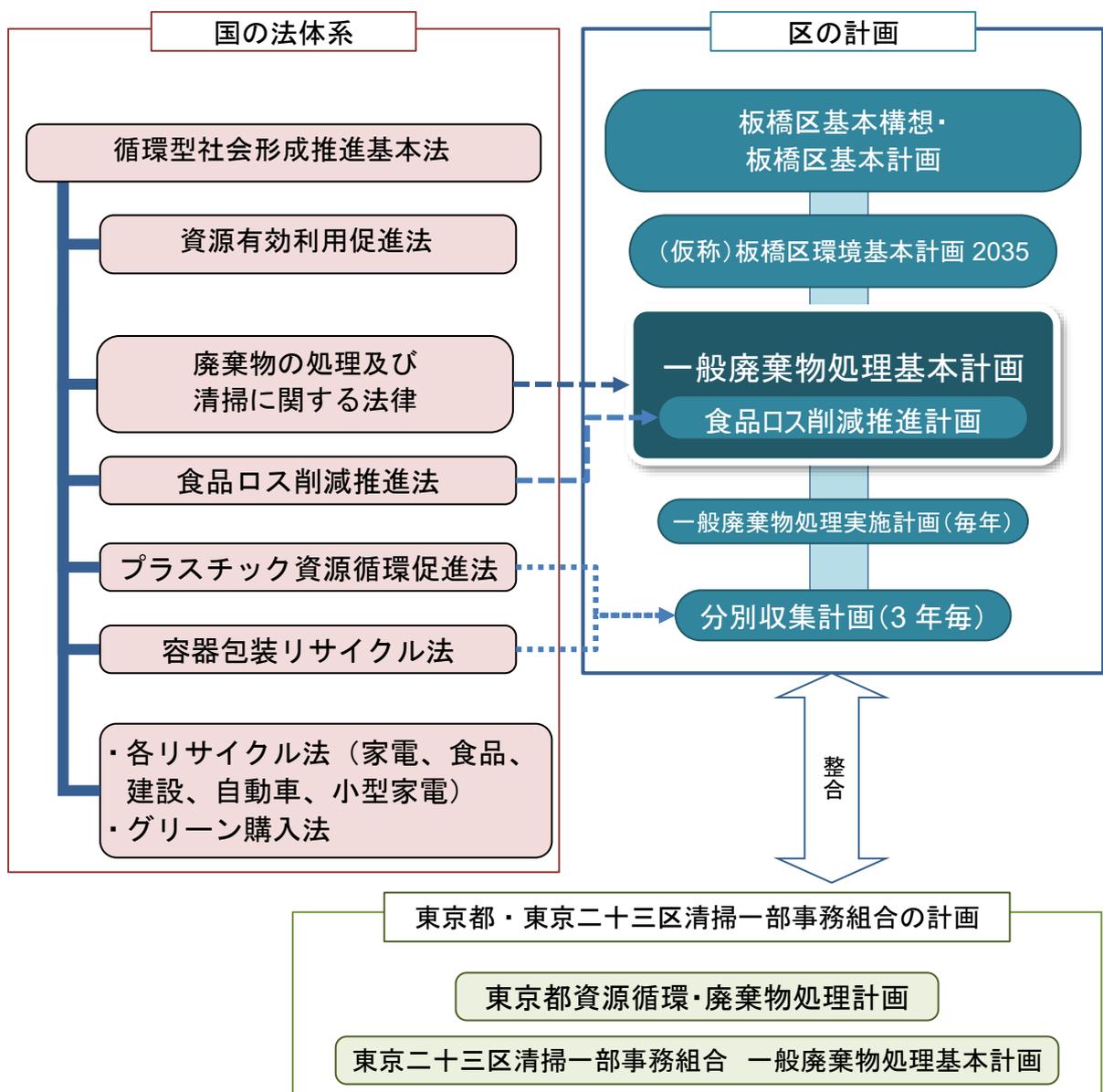
板橋区内全域を対象地域とします。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づき策定されるもので、一般廃棄物（ごみ・生活排水）及び資源の中長期的な処理の方向性を定める計画です。なお、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」といいます。）に基づく「食品ロス削減推進計画」を含むものとします。

また、本計画は「板橋区基本構想」「板橋区基本計画」「（仮称）板橋区環境基本計画 2035」との整合を図るとともに、ごみの処理・処分を行う東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合も図るものとします。

図 2 国の法体系と区や東京都等の計画の位置づけ



1.4 計画の期間

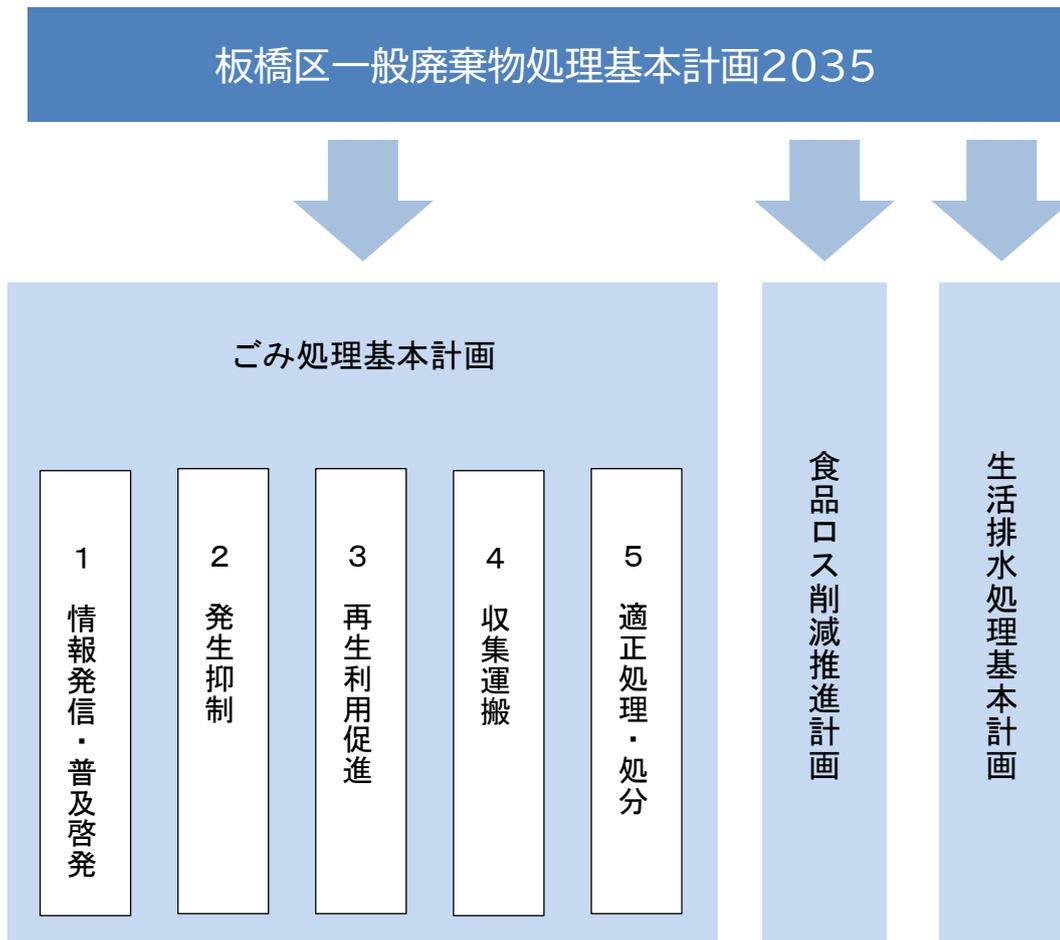
本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。ただし、概ね5年ごとに見直すほか、国の方針等に応じて改定、見直しを行います。

1.5 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」、および「生活排水処理基本計画」からなります。

さらに、ごみ処理基本計画は、「1 情報発信・普及啓発」から「5 適正処理・処分」までの5つの個別計画で構成され、取り組むべき施策を定めます。

図 3 計画の全体像



2 一般廃棄物処理の現状

2.1 国内外の動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

平成 27(2015)年 9 月、国連サミットで持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) が全会一致で採択されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、令和 12 (2030) 年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。

SDGs の 17 のゴールのうち、目標⑩～⑭が環境に関連しており、国においてはアジェンダの実施に向け、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）の分野において施策を積極的に展開していくこととしています。

図 4 SDGs の 17 の目標



ロゴ：国連広報センター作成

(2) 食品ロス削減推進法の施行（2019年）

食品ロス削減推進法は、令和元（2019）年 10 月 1 日に施行されました。同法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体に

は地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

食品ロスの削減は、SDGsの目標②「つくる責任 つかう責任」において、令和12(2030)年までに「小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減」させることが掲げられており、国内外の関心が高まっています。

国は、令和7(2025)年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(第2次)の中で、令和12(2030)の目標を家庭系食品ロスについては平成12(2000)年度比で半減、事業系食品ロスについては60%削減する目標を打ち出しています。

国の基本方針を踏まえ、都道府県は都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

以上より、本区は一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、基本計画に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を策定することとしています。

(3) 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の改定(2021年)

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」は廃棄物処理法に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略(令和3(2021)年3月策定)及び東京都環境基本計画(平成28(2016)年3月策定)に基づく個別分野の計画で、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を期間としています(2050年を見据えた2030年のビジョンを提示しています)。

主な施策としては、

1. 資源ロスの更なる削減
2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
3. 廃棄物処理システムの強化
4. 健全で信頼される静脈ビジネス^{*}の発展
5. 社会的な課題への的確な対応

を掲げています。

^{*}静脈ビジネス:製品が不要となった後に、それらの回収、再利用、再資源化、適正処分などを行う産業

(4) プラスチック資源循環促進法の施行(2022年)

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」といいます。)は、平成4(2022)年4月に施行されました。

事業者に対しては、環境配慮設計を進めるための「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」、スプーンやストロー、ハンガーなどの使い捨てのプラスチックの使用を抑制するための「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」などが盛り込まれています。

市区町村の分別収集・リサイクルに関連して、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括して回収・リサイクルするためのしくみが盛り込まれました。プラスチック類の分別収集の実施は市区町村の努力義務とされています。

(5) 第五次循環型社会形成推進基本計画の策定（2024年）

「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定する計画です。計画は概ね5年ごとに見直されており、第五次となる基本計画は令和6（2024）年8月に閣議決定されました。

第五次計画では、循環型社会の形成に向け、大量生産 大量消費 大量廃棄型の経済社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を大きく打ち出すとともに、5つの重点分野（柱）として、

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げています。

(6) 「循環経済」（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすものです。

国では、プラスチック資源循環法などの資源循環促進のための法整備や、令和3（2021）年に官民連携による「循環経済パートナーシップ」を立ち上げるなどの取組を継続していますが、第五次循環型社会形成推進基本計画の策定を受け、政府全体として関連する取組を戦略的・統合的に行うため、「循環経済に関する関係閣僚会議」を立ち上げ、2024年12月27日の第2回会議で「循環経済（サーキュ

ラーエコノミー)への移行加速化パッケージ」を会議決定するなど、取組を加速化しています。

令和7(2025)年5月、排出権取引の義務化等を定めた改正GX推進法とともに、改正資源有効利用促進法が通常国会で可決・成立しました。改正資源有効利用促進法は、企業に対する再生資源の利用義務を拡大するなど、プラスチック資源をはじめとする資源の有効利用をさらに強化するものです。

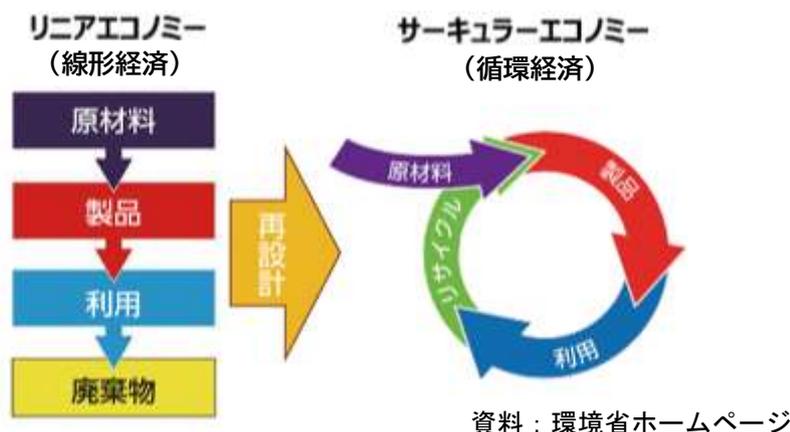
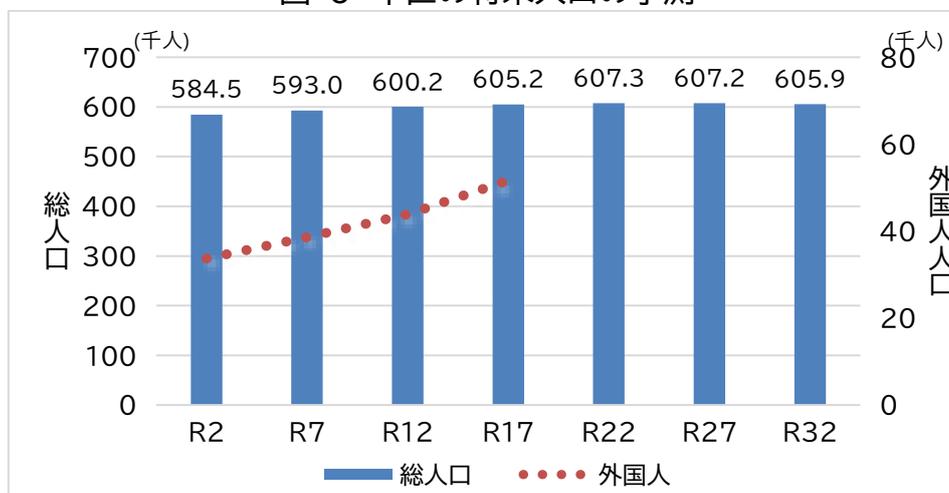


図5 循環経済(サーキュラーエコノミー)の概念図

(7) 今後想定される社会変化

「板橋区人口ビジョン」(令和6(2024)年度改訂)によると、本区の人口は令和22(2040)年がピークとなると予測され、その間も少子高齢化が進むものと予測されます(図6)。

図6 本区の将来人口の予測

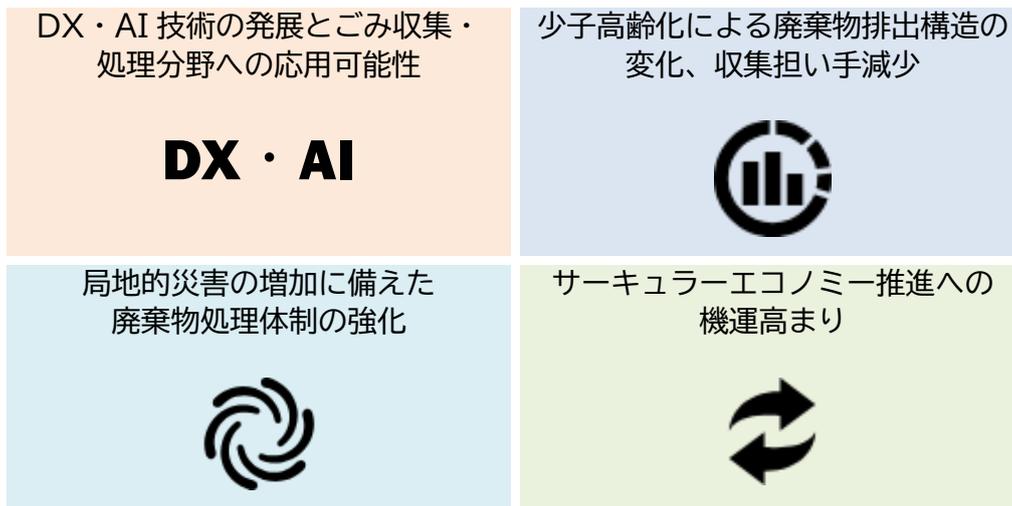


出展：板橋区人口ビジョン(令和6(2024)年度改定)

また今後 10 年間程度においては、DX（デジタル技術による変革）・AI（人工知能）技術の発展や局地災害の増加など、廃棄物処理事業の分野に関わる社会変化が想定されます（図 7）。

これからの廃棄物処理事業は、これら区内外の動向への対応が求められています。

図 7 今後 10 年間で想定される社会変化



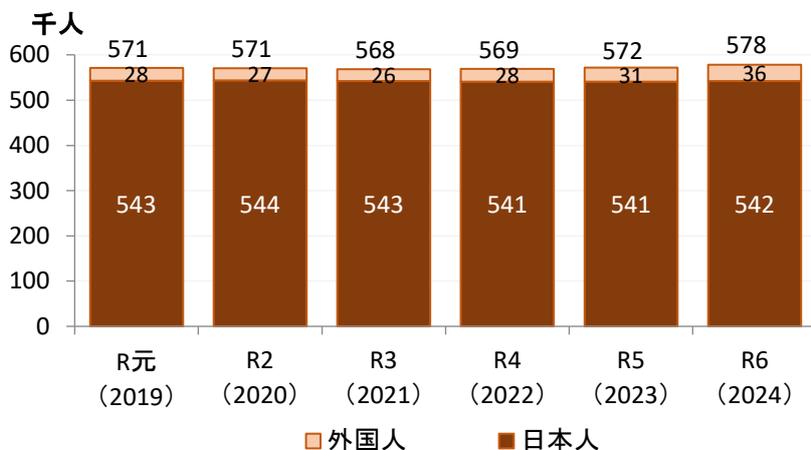
2.2 区の概要

(1) 人口・世帯

①人口

令和 6 (2024) 年 10 月 1 日の人口は 578,456 人で、令和 3 (2021) 年以降、増加傾向にあります。令和 6 (2024) 年時点の外国人人口比率は 6.3% となっています。

図 8 人口の推移

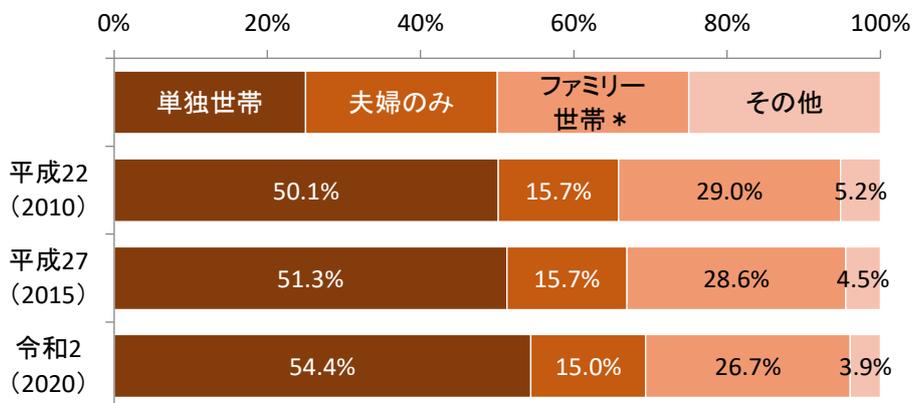


資料：各年 10 月 1 日住民基本台帳

②世帯

令和 6 (2024) 年 10 月 1 日の世帯数は 334,205 世帯でした。国勢調査によると、令和 2 (2020) 年の単独世帯比率は 54.4% で増加傾向にあります。

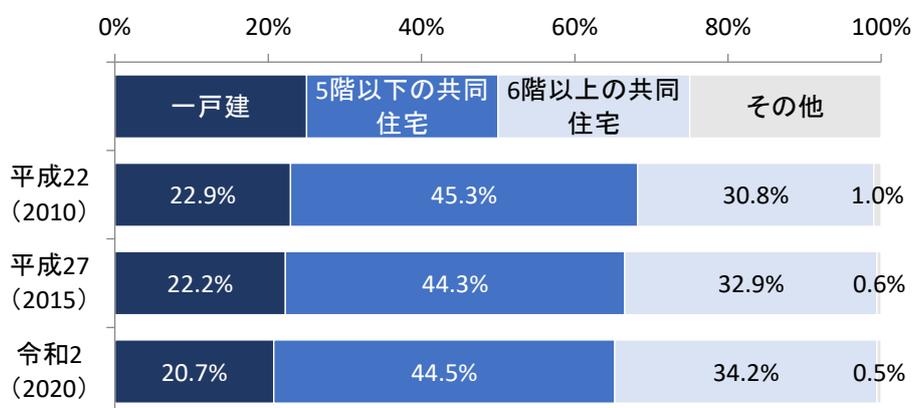
図 9 世帯類型別世帯数割合の推移(国勢調査)



* ファミリー世帯 = 核家族の中で「夫婦のみ」を除いた子どもがいる世帯

また、住居形態別の世帯割合を見ると、6階建て以上の共同住宅に居住する世帯の割合が増加傾向にあります。

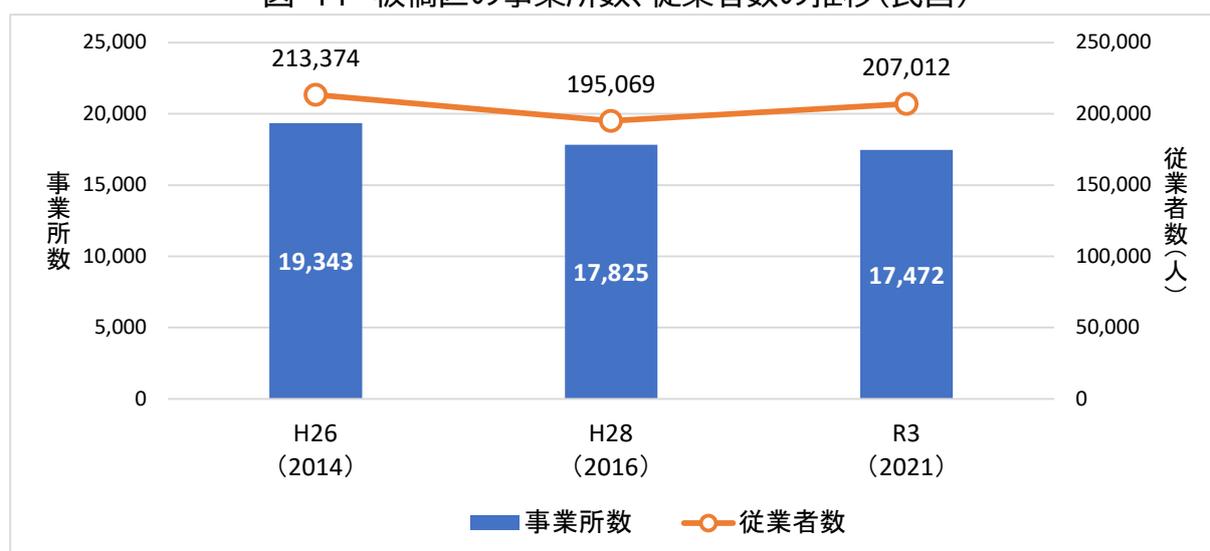
図 10 住居形態別世帯割合の推移(国勢調査)



(2) 事業所数、従業者数

令和 3 年経済センサス活動調査によると、板橋区内の事業所数は 17,472 事業所、従業者数は 207,012 人となっています。事業所数は減少傾向にありますが、令和 3 (2021) 年にかけては減少傾向がやや緩くなっています。従業者数は平成 28 (2016) 年から令和 3 (2021) 年にかけて増加しています。

図 11 板橋区の事業所数、従業者数の推移(民営)

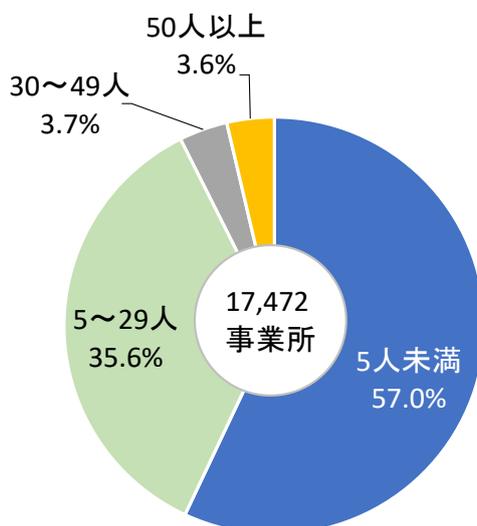


資料：総務省統計局経済センサス基礎調査・活動調査

また、事業所の従業者規模を見ると、従業者 5 人未満の事業所が約 57%を占め、90%以上が従業者数 30 人未満の事業所です。

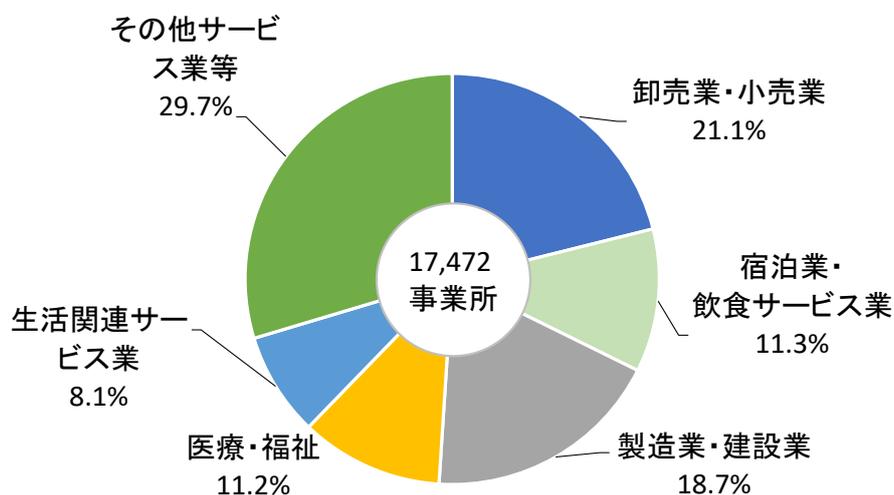
業種を見ると、卸売・小売業が 21.1%、宿泊業・飲食サービス業が 11.3%など
 となっています。

図 12 板橋区の事業所の従業者規模別内訳



資料：総務省統計局令和 3 年経済センサス活動調査

図 13 板橋区の事業所の業種別内訳



資料：総務省統計局令和 3 年経済センサス活動調査

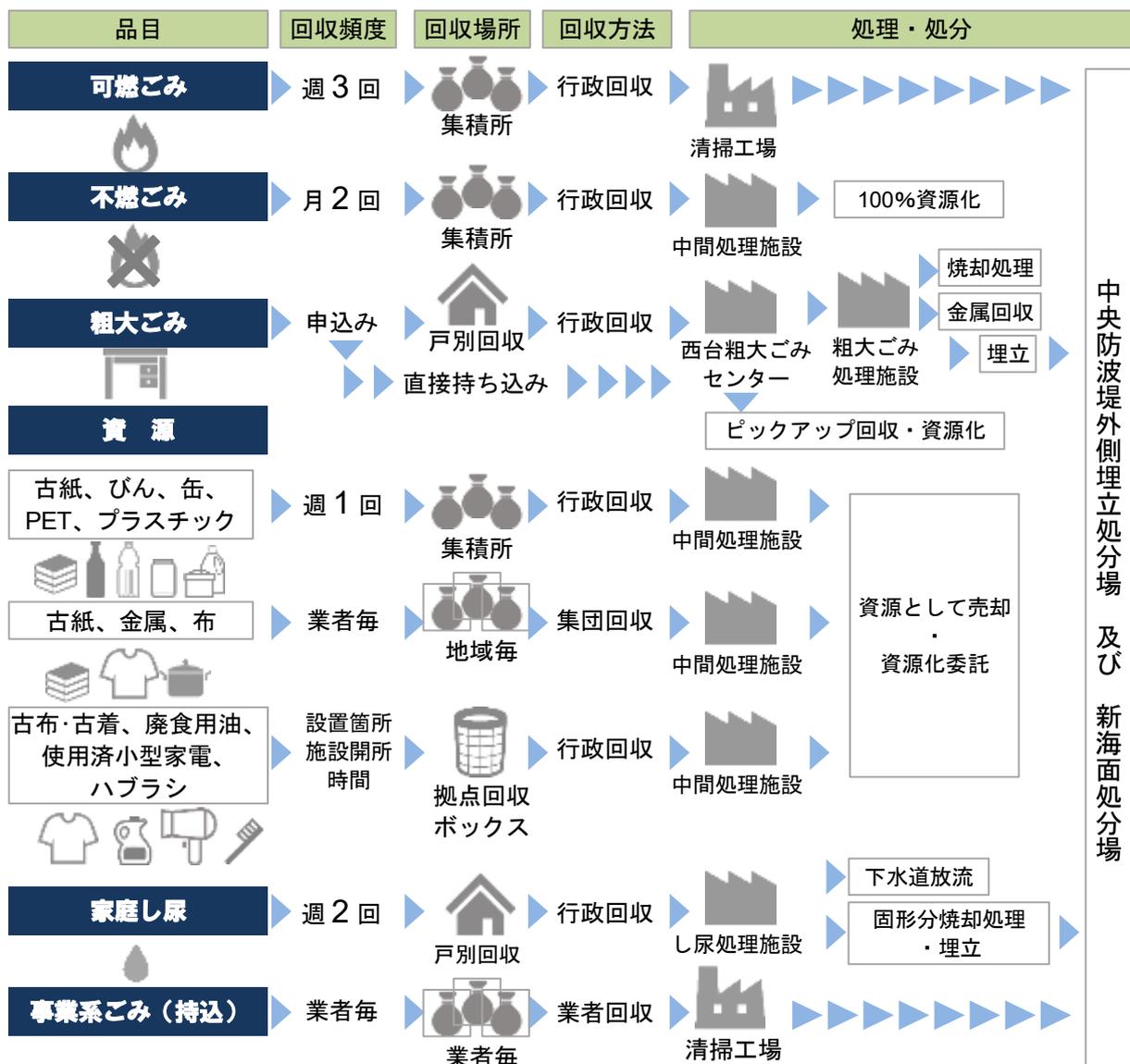
2.3 区の資源・ごみの処理状況

(1) 資源・ごみ処理の流れ

可燃ごみ・粗大ごみは区が収集運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設（清掃工場、粗大ごみ処理施設）で中間処理され、東京都の埋立処分場で処分されます。不燃ごみは、区が収集運搬を実施し、民間処理施設に委託し100%資源化しています。

資源物は、集積所回収（古紙、びん・缶、ペットボトル、プラスチック）や拠点回収（古布・古着、廃食用油、使用済小型家電等）、地域団体による集団回収（10世帯以上からなる団体に区から報奨金を支払い）で回収、リサイクルを行っています。

図 14 資源・ごみ処理の流れ(令和 7(2025)年 4 月 1 日時点)



(2) 区で収集する資源・ごみ

令和 7（2025）年度時点での資源・ごみの分別区分は表 1 のとおりです。

表 1 資源・ごみの分別区分

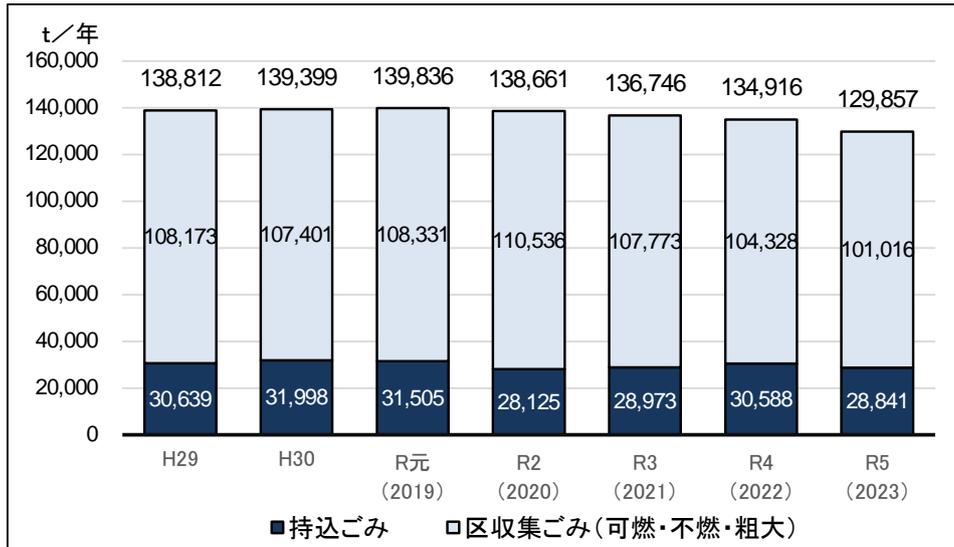
分別区分	排出方法	主な品目	備考	
可燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くず、資源に出せないプラスチック類、革製品類、ゴム製品類、落ち葉、少量の植木剪定枝等		
不燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	金属類、ガラス類、陶磁器類、最大辺が概ね 30cm 未満の家電製品等		
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼付	家具、布団、各種電化製品、厨房用具類、自転車等 最大辺が概ね 30cm 以上のもの	家電リサイクル法対象品目及びパソコンを除く	
資源	古紙	種類別に分けて紐でしばる	新聞（折込チラシ含む）、雑誌（書籍を含む）、段ボール、紙パック	
		紙袋に入れるか、紐でしばる	紙箱・紙袋・OA 用紙	
	びん	黄色の回収箱	飲食料用びん	
	缶	青色の回収箱	飲食料用アルミ・スチール缶	
	ペットボトル	専用ネット等		
	プラスチック	透明・半透明のごみ袋	容器包装プラスチック及び製品プラスチック（プラスチックのみでできているもの）	
	使用済小型家電	拠点の専用回収容器	最大辺 30cm 未満で回収容器に投入可能な小型家電とコード類	記録媒体、電池等は取り外す
	廃食用油	拠点の専用回収容器	家庭から出た使用済油、賞味期限切れの未使用の食用油	
	古布・古着	拠点の専用回収容器		
	ハブラシ	拠点の専用回収容器	プラスチック製のハブラシ	

(3) 資源・ごみの量

①ごみ量

令和 2（2020）年度にコロナ禍の影響で区収集ごみは増加、持込ごみは減少しましたが、その後区収集ごみは再び減少に転じています。

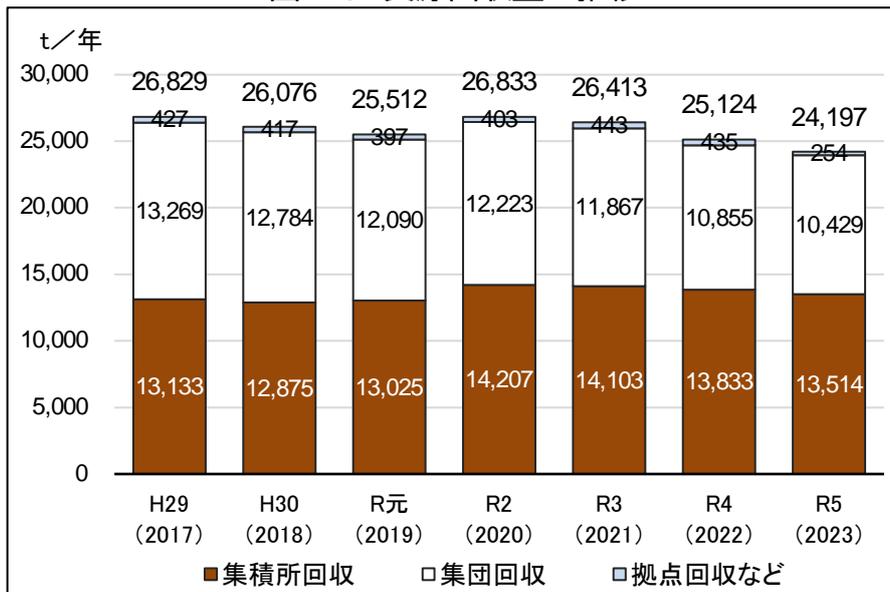
図 15 区収集ごみ・持込ごみの推移



②資源回収量

令和 2（2020）年度に増加したものの、再度減少傾向に転じています。

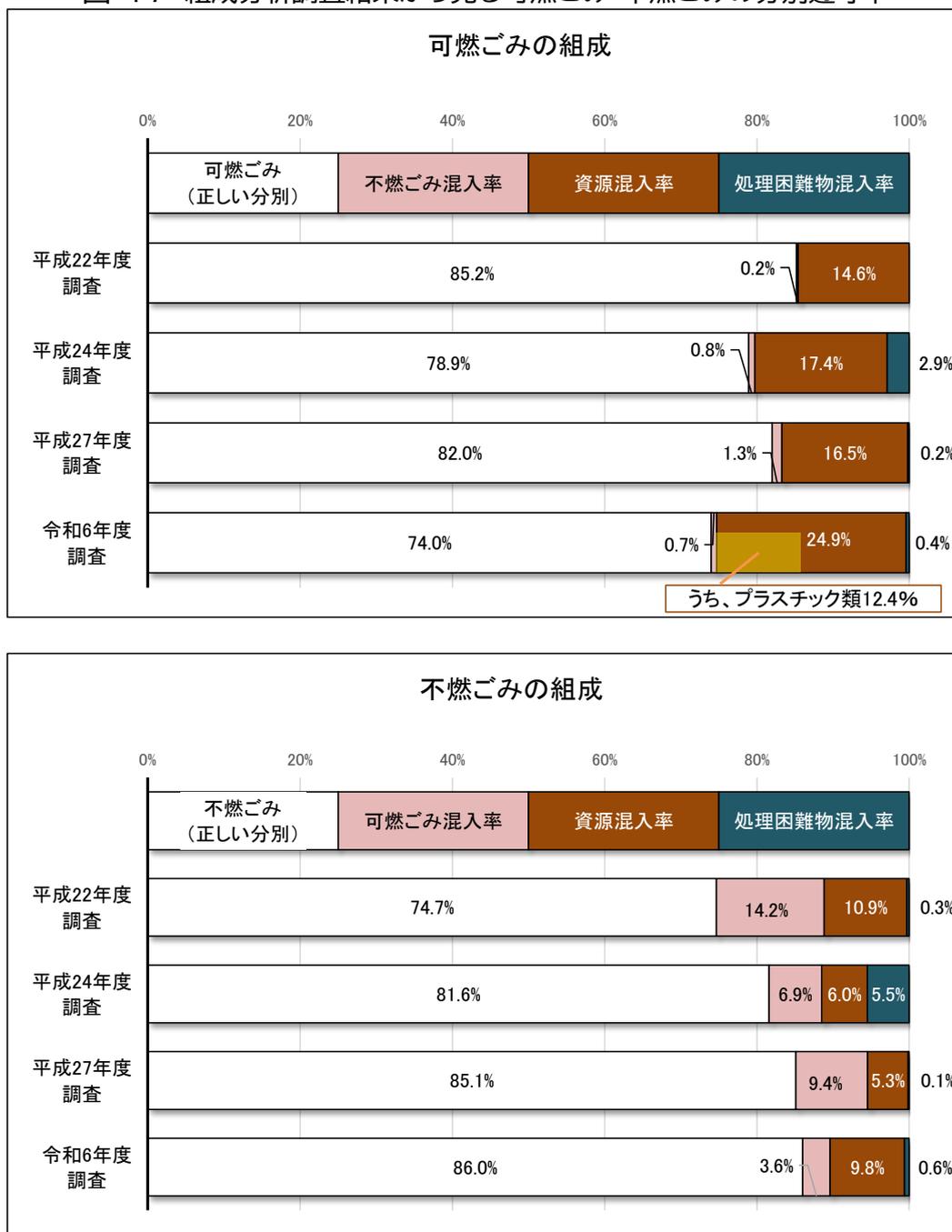
図 16 資源回収量の推移



(4) ごみの組成

令和6（2024）年度に行った組成調査では、可燃ごみの分別遵守率が74.0%と過去の調査から下落しました。これは、令和6（2024）年度からプラスチック資源の分別収集が始まっているものの、可燃ごみの中にプラスチックが多く混入していることが影響しています。ただし、汚れの落ちないプラスチック等は可燃ごみに出すこととなっています。

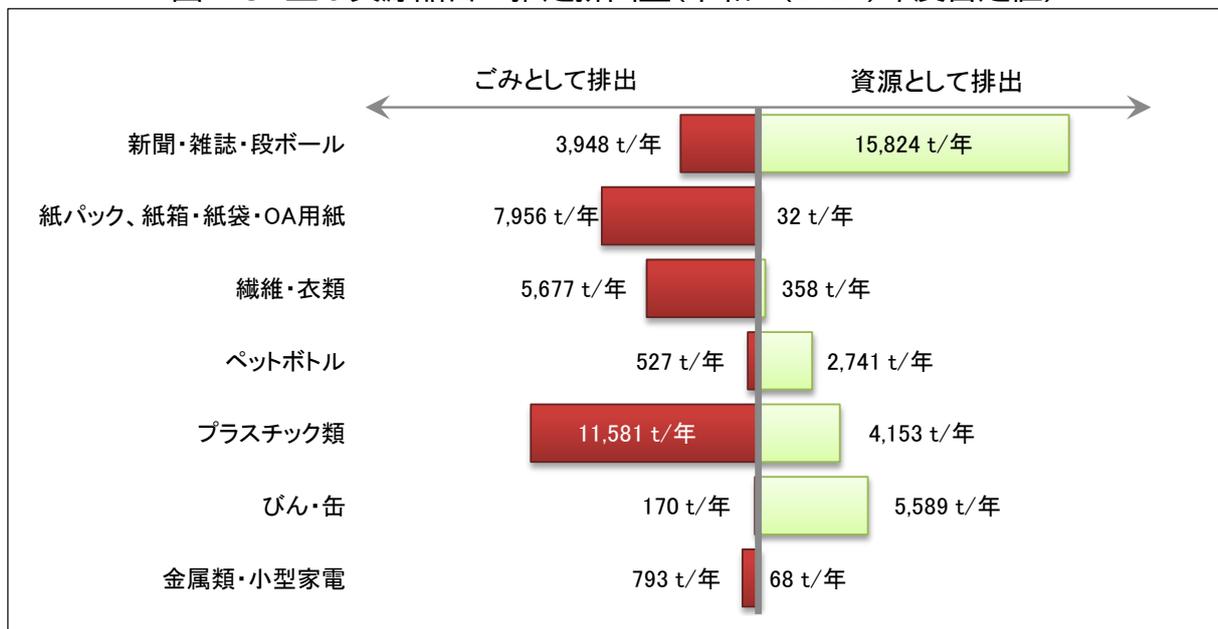
図 17 組成分析調査結果から見る可燃ごみ・不燃ごみの分別遵守率



(5) 排出構造

令和 6（2024）年度に実施したごみの組成分析調査に、令和 6（2024）年度のごみ量（骨子案時点では確定していないため推定ごみ量）を乗じて、ごみとして排出される古紙類や古布類、ペットボトル等がどの程度あるのかを推定し、同じ品目の集積所回収量や集団回収量など、資源として出される量との比較を行いました。主な品目別の排出量は、図 18 のとおりとなっています。

図 18 主な資源品目の推定排出量(令和 6(2024)年度暫定値)



2.4 板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 の進捗状況

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 期間中の主な施策

平成30（2018）年3月に現行計画を策定して以降、令和6（2024）年度までのごみやりサイクルに関する主な取り組みは以下のとおりです。

表 2 現行計画期間中の主な施策

実施年月	主な施策
平成30（2018）年3月	板橋区一般廃棄物処理基本計画2025策定
平成30（2018）年10月	スマートフォン向け区統合アプリ「ITA-Port」にごみ・リサイクルに関する機能を追加し、資源やごみに関する様々な情報発信を開始（LINE公式アカウントの開設に伴い令和5（2023）年9月終了）
平成31（2019）年4月	不燃ごみ100%資源化開始
平成31（2019）年4月	食品ロス削減の重要性を楽しく訴える動画CMを制作
令和元（2019）年7月・10月・令和2（2020）年1月	食品ロスに関する啓発イベントサルベージ・パーティ®実施
令和元（2019）年10月・12月	食品ロスに関する啓発イベントいたばしディスコスープ実施
令和元（2019）年12月	いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動参加開始 食べきりトークショー・映画「0円キッチン」上映会実施
令和2（2020）年4月	18地域センターにてフードドライブ窓口常設化
令和3（2021）年3月	板橋区災害廃棄物処理計画策定
令和4（2022）年6～11月	フードドライブ常設窓口を22箇所に増設
令和4（2022）年8月	プラスチックの再生利用を目的とした使用済みハブラシの回収を開始
令和5（2023）年3月	板橋区商店街・オフィスリサイクル事業終了
令和5（2023）年6月	フードシェアリングサービス「いたばし×タバスケ」開始
令和5（2023）年7月	板橋区公式LINEアカウントの運用開始 資源やごみに関する様々な情報発信
令和5（2023）年10月	粗大ごみ処理料金を改定
令和5（2023）年12月	「ごみの分け方・出し方ハンドブック」改訂、全戸配布
令和6（2024）年1月	資源循環推進課公式Instagramの開設
令和6（2024）年2月	フードドライブ常設窓口を23箇所に増設
令和6（2024）年2月	リサイクル推進員設置要綱を改正 公募方式を追加し、対象を区民から区内在住・在勤・在学に拡大
令和6（2024）年4月	プラスチック再資源化事業を区内全域に拡大
令和6（2024）年7月	いたばし食べきりレシピコンテスト開催
令和7（2025）年3月	乾電池、トレイ・ボトル、紙パックの拠点回収を終了

(2) 計画目標の達成状況

①指標1 区民1人1日あたりの資源・ごみ量

平成27 (2017)年度	目標値： 令和7(2025)年度	実績値：令和5 (2023)年度	評価評語
689g/人日	598g/人日 (H27年度比13.2%減)	598g/人日 (H27年度比13.2%減)	順調

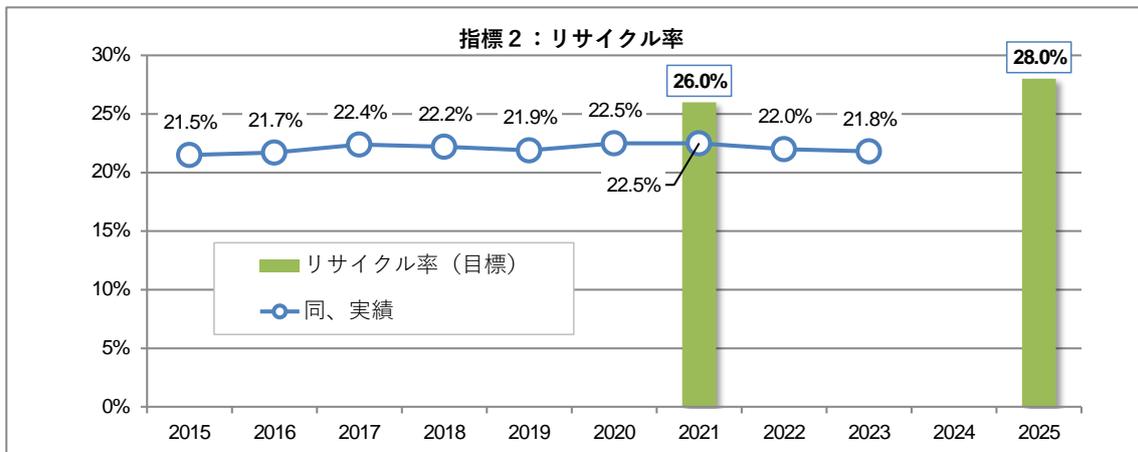
指標1：区民1人1日あたりの資源・ごみ量 = $\frac{\text{持込みごみを除く資源・ごみ量}}{\text{将来人口} \times \text{年州日数}}$



②指標2 リサイクル率

平成27 (2017)年度	目標値： 令和7(2025)年度	実績値：令和5 (2023)年度	評価評語
21.5%	28% (H27比6.5ポイント増)	21.8% (H27比0.3ポイント増)	漸進

指標2：リサイクル率 = $\frac{\text{資源化量} + \text{不燃ごみ} \cdot \text{粗大ごみからのピックアップ回収量}}{\text{持込ごみを除く資源・ごみ量}}$



3 将来像と基本目標

3.1 基本理念

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現

板橋区は、平成5（1993）年4月に『エコポリス板橋』環境都市宣言』を行い、環境に配慮したまちづくりに向けた先進的な取り組みを展開してきました。本計画においても「エコポリス板橋の実現」を一貫した基本理念とします。

「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある
暮らしは私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりや水の豊かな自然やいきいき
としたまちなみなど 誇れる環境が残されています
しかし 近年の盛んな都市活動は かつての良好
な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化さ
せています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら
かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくこ
とが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するた
めに 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の
実現を目指していくことをここに宣言します

一 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼ
していることを認識し 地球市民として行動します
二 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節
約に努め 地球の資源を大切にします

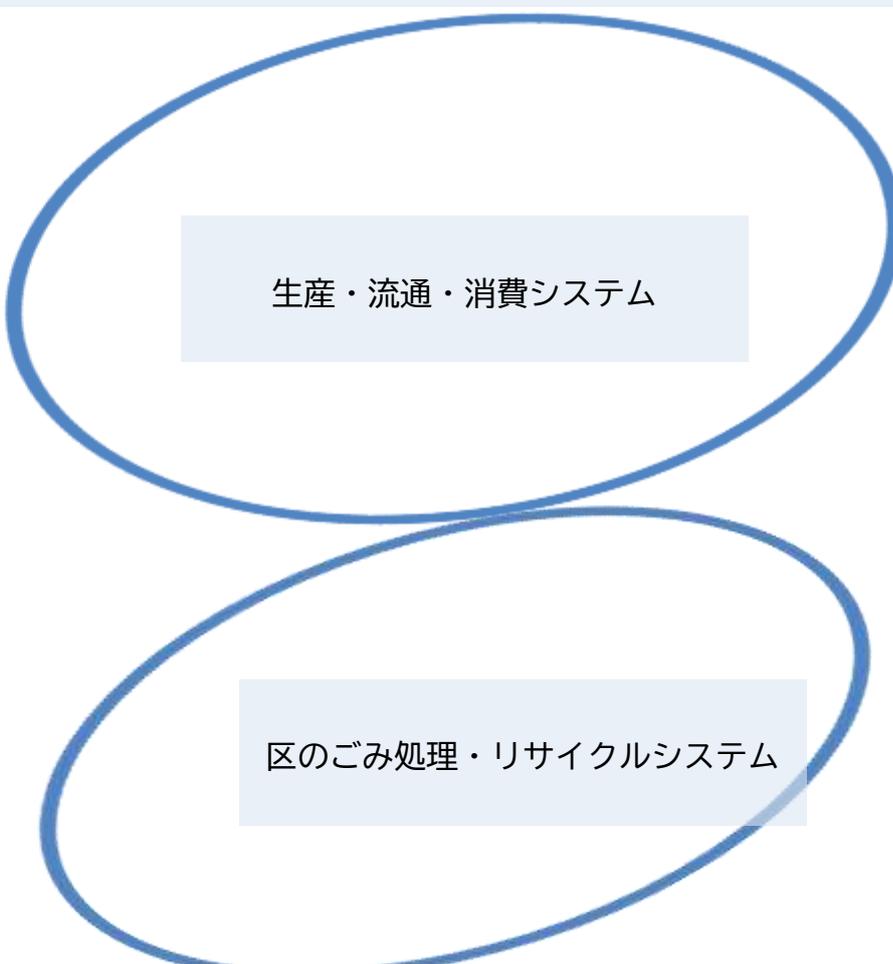
三 私たちは みどりや水 空気を大切にし守り様々
な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成五年四月一日 板橋区

3.2 達成目標

- (1) 循環型経済社会の実現（できるだけごみにしない生活・事業活動）
- (2) 循環型廃棄物処理システムの構築（適切、環境配慮型処理）

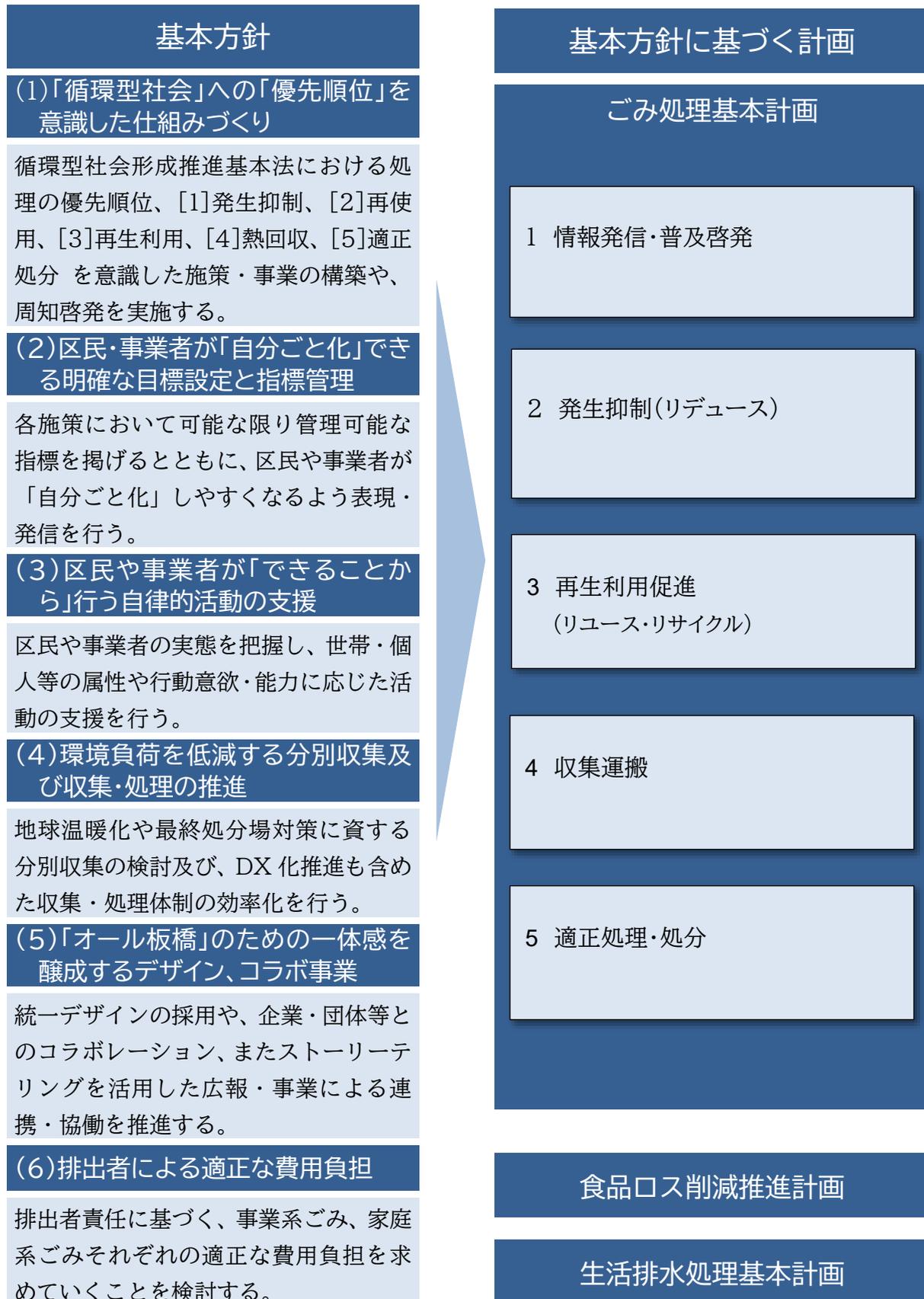
上記 (1) (2) の達成目標をイメージ化



生産・流通・消費システム

区のごみ処理・リサイクルシステム

3.3 施策展開上の基本方針と施策の体系



3.4 計画目標

(別資料に参考資料)

4 ごみ処理基本計画

4.1 情報発信・普及啓発

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①「板橋かたつむり運動」の展開（重点的取組）

- 普及啓発活動を包括するものとして「板橋かたつむり運動」を位置づけ、「かたつむりのおやくそく」の標語や「板橋かたつむり運動」の歌や踊りを積極的に活用。

②情報発信媒体の充実（重点的取組）

- 「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」（令和5（2023）年度に全戸配布）や広報いたばしなどの紙媒体、電子媒体（区公式サイト、区公式LINEアカウント、資源循環推進課インスタグラム等）、イベント（区民まつりほか、3R推進月間に合わせた区役所本庁舎1階展示）といった多様な媒体・機会を活用。

③集中的な情報発信の実施（重点的取組）

- 令和6（2024）年4月からのプラスチック資源回収の区内全域での開始に伴い、対面、紙媒体及び電子媒体等の活用により、あらゆる区民がプラスチック資源化に関する情報に触れ、入手できる機会を設定。住民説明会（令和5年10月4日から12月19日で47回、参加者960名）、区民まつり（ブース出展、参加者1,788名）、「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」全戸配布（再掲）、区公式サイト、SNS（X（旧Twitter）9～12月投稿13回）等実施。

④子どもたちからの環境教育の充実

- 小学校出前講座（実施校22校、参加者1,467人）、保育園出前講座（実施園22園、参加者1,529人）の実施。（令和5（2023）年度）

⑤社会人のための環境学習の推進

- リサイクルプラザで、大人を対象とした廃棄物発生抑制に関する啓発講座「ゼロウェイストプロジェクト」や「金継ぎ教室」「裂き織りぞうり教室」等、ワークショップを実施。

⑥単身世帯や外国人世帯への普及啓発

- 建物管理者、不動産業者等と連携した単身集合住宅等への分別の指導
- 外国語版リーフレット（英・中・韓）を転入時に配付

【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
「板橋かたつむり運動」の認知度	平成 27 (2015) 年度区民アンケート調査:「名称・内容共に知っている」「名称は知っている」の合計認知度 23.5%		令和 6 (2024) 年度 29.7%
ごみ減量に関する出前講座の実施回数	平成 28 (2016) 年度: 45 回		令和 5 (2023) 年度 47 回 (平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度計 227 回)
リサイクル推進員研修会参加者数	平成 28 (2016) 年度: 457 人		令和 5 (2023) 年度 187 人 (平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度計 2,128 人)

(2) 現状の分析 (調査結果)

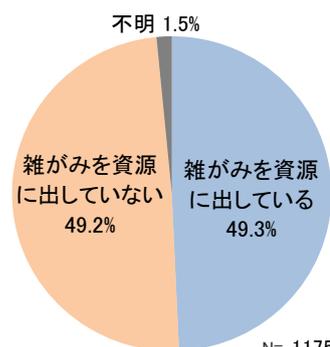
プラスチックの分別、プラスチックごみの削減

- プラスチックの分別回収には概ね高い協力が得られている
認知度 87.4%、うち協力 93.4%
- 90.9%がプラスチック削減の取り組みを実施
レジ袋を買わない、詰替ボトルの利用など
- プラスチック資源の分別で困ったこと、不便なこと
 - 「プラスチックの汚れを落とすのが面倒」 70.2%
 - 「分け方に迷うもの、分からないものがある」 52.6%

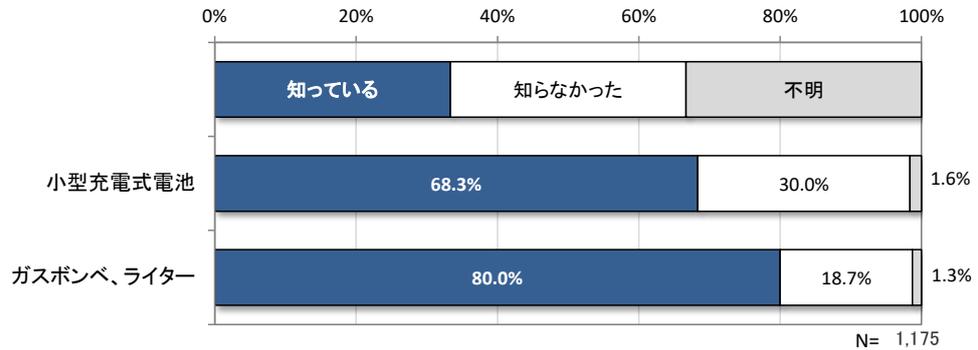
ごみ・資源の分別収集

- 「雑がみ」の資源としての認知度が低い
約半数が資源に出していない

「雑がみ」知っていた 34.0%
一部の品目は知っていた 30.8%
知らなかった 33.4%



○小型充電式電池、ガスボンベ・ライターの正しい出し方の認知



○回収対象品目であってもごみとして出される割合が高い

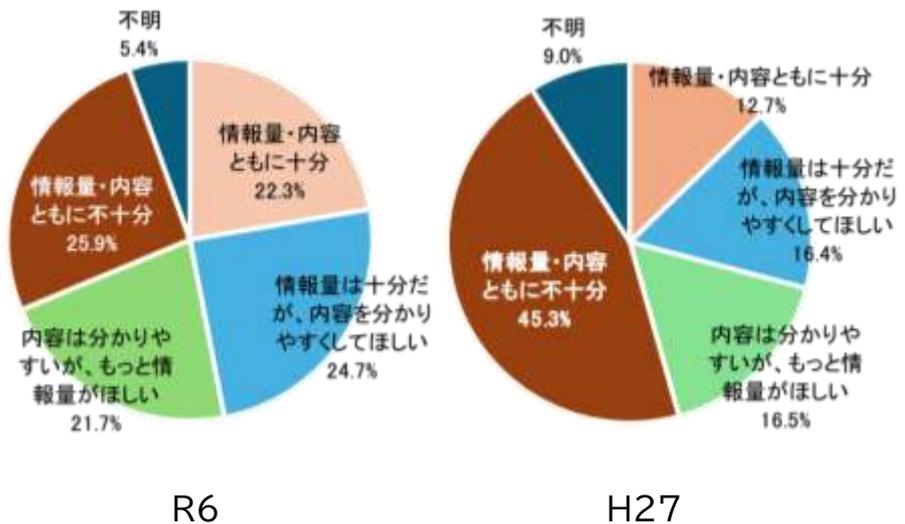
古布・古着 資源・拠点へ：17.6% 可燃へ：67.2%
 廃食用油 資源・拠点へ：6.3% 可燃へ：66.3%

区の情報発信・コミュニケーション

○情報源は「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」が最多
 「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」 64.0%
 集積所看板 31.8%

○情報量・内容ともにより充実させることを希望

情報量・内容共に十分 22.3% (H27と比較して改善)



○今後の施策では情報発信の充実を希望

情報提供・PRの充実 51.7%

(3) 振り返りと課題

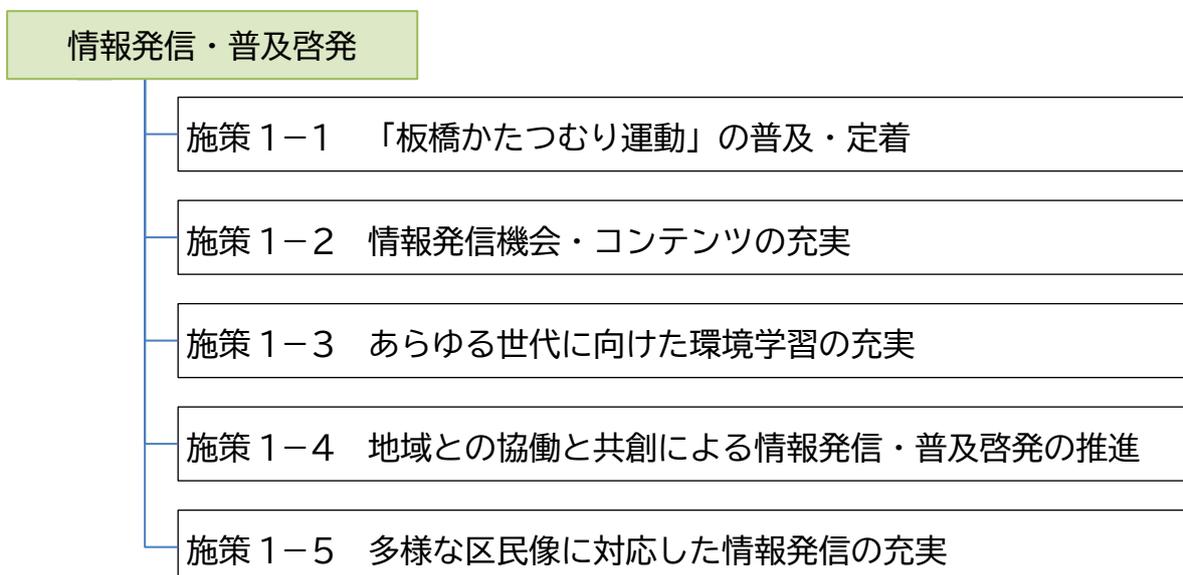
- あらゆる区民がプラスチック資源化に関する情報に触れることをめざし、対面、紙媒体及び電子媒体等を複合的、集中的に活用しました。令和 6（2024）年度開始のプラスチック資源化は、その開始を「知っている」とする認知度が 87.4%であり、うち 93.4%協力を得ることができていますが、紙媒体（「資源とごみの出し方・分け方ハンドブック」）が最も情報源として認知されていました。
- 一方、同じく「資源とごみの出し方・分け方ハンドブック」に記載がある「雑がみ」については、資源としての認知度が低く（知らなかった 33.4%）、約半数（49.2%）が資源に出していません。掲載順や情報量など、同じ媒体に掲載しても認知度、協力度に差が出ることから、媒体内での掲載方法の工夫、また他の媒体と連携した発信等、多様な発信方法（媒体、内容等）を検討する必要があります。
- 「正しい出し方がわからない」、「分別が面倒に感じる」区民も一定数おり、一步踏み込んだ情報にたどりつけるようにしたり、認知と行動のギャップを埋めたりできるよう、それぞれに合った働きかけを行うことで、各々できること・やってみようと思うことを広げられるような情報発信をしていく必要があります。
また、処理困難物については発火などの危険がある品目もあるため、安全・安心に排出ができるよう、より優先度を高く、多くの区民にわかりやすく周知する必要があります。

(4) 情報発信・普及啓発の施策

【施策の方向性】

情報を「届ける」から、「伝わり、動いてもらい、共につくる」へ
— 板橋発・自分ごとになる啓発へ進化 —

多様な区民像（年齢、言語、生活様式）、事業活動に対応した「伝わる仕組み」づくりを進め、「伝える」から「動いてもらう」、区民・事業者との共創型情報発信をめざしていきます。



【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
区公式サイト「板橋かたつむり運動」ページ閲覧数	(令和 6 (2024) 年度実績を予定)	
リサイクルプラザで実施する講座・講演会・イベントの定員充足率	(令和 6 (2024) 年度実績を予定)	

【取組】

■ 施策1-1 「板橋かたつむり運動」の普及・定着

「板橋かたつむり運動」を、引き続き普及啓発活動を包括するシンボルとして位置付け、普及啓発活動に活用していきます。

- 普及啓発活動のシンボルキャラクターの活用
- 「かたつむりのおやくそく」の標語の活用

■ 施策1-2 情報発信機会・コンテンツの充実

紙媒体、デジタル媒体、集積所の看板、公共施設等での掲示、イベントの活用など、引き続き情報発信機会の充実と、複合的・戦略的な発信を図ります。また、伝えたいテーマ、伝える対象ごとに、「気づき」や「行動」につなげていくためのコンテンツの充実を図ります。

- 転入者や希望者に対する「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」の確実な配布
- 事業者向け「事業系ごみ 減量・リサイクルハンドブック」の配布
- 区公式サイト、SNS の発信手法の充実
- イベントにおける情報発信、普及啓発
- リサイクルプラザでの情報の提供
- 紙媒体や集積所看板に二次元コードを付すなど、デジタル媒体とのハイブリット化の推進
- 建物管理者や不動産業者等と連携した発信方法の工夫
- 食品ロスや使い捨てプラスチックの削減、分別の徹底などについての、区民の生活、関心、言語などにあわせた情報コンテンツづくり
- 区のごみの現状や取り組むことによる効果の「見える化」の実施

■ 施策1-3 あらゆる世代に向けた環境学習の充実

子どもから高齢者まで、様々なライフステージに対応した、3R やごみの正しい出し方などに関する環境学習の機会を充実させます。

- 区内保育園・幼稚園、区立小学校を対象とした出前講座、幼児・児童向け学習教材提供の継続
- リサイクルプラザでの子ども向け・一般向けの、環境学習イベント、施設見学会の継続
- エコポリスセンターでの環境教育の継続
- 板橋クリーン作戦等の地域清掃活動や、実体験を通じた環境学習の継続
- グループや団体等に対する出前講座の拡充

- 関連施設の見学会やワークショップ、各種講座等の継続
- 地区環境行動委員会等への講師派遣の継続

■ 施策1-4 地域との協働と共創による情報発信・普及啓発の推進

区民、地域・事業者団体等と積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、コミュニティを通じた情報発信・普及啓発を推進します。また、地域での環境活動等を生かした共創による情報発信を推進します。

- 区民・事業者団体等との意見、情報交換の推進
- 区民の自主的な勉強会への参加、講師派遣の継続
- 区内事業者、消費者との意見交換会の実施
- エコポリス板橋環境行動会議と連携した取組の推進
- 地区環境行動委員会と連携した環境美化の推進
- リサイクル推進員研修の定期的な実施
- リサイクル推進員と協働した地域のごみ問題の改善
- 区民、地域・事業者団体等と連携した情報発信の実施

■ 施策1-5 多様な区民像に対応した情報発信の充実

多様な区民の年齢、言語、生活様式に対応した、情報発信を充実させます。また、必要な情報に「気づける」情報提供を行います。

- 外国語を併記した「資源とごみの分け方・出し方リーフレット」の配付・活用
- SNS を活用したリマインド通知の実施
- 集積所看板、掲示板、広報いたばしなど、日常的に目にする機会が多い媒体を複合的に活用した情報の提供

4.2 発生抑制（リデュース）

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①家庭系生ごみ減量・資源化の促進（重点的取組）

- 生ごみの水切り等家庭で取り組める生ごみの減量化についての普及啓発について、12月と1月を「いたばしみんなの食べきりチャレンジ月間」として行動の呼びかけ、啓発を実施しました（令和6（2024）年度からは通年化「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」）。また、広報いたばし（10月の3R推進月間ほか）、区公式サイト（コンテンツ「ご存知ですか？『消費期限』と『賞味期限』」ほか）、SNS（インスタグラム）、区民まつりイベント出展、等で発信。
- フードドライブについて、令和2（2020）年度から18地域センターで常設窓口を開始し、令和4（2022）年度から子ども家庭総合支援センター、区内店舗3か所が新たに常設窓口として参加。令和5（2023）年度に参加店舗数は4カ所に増加し、イベントでも3回実施した。回収量は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで、一貫して増加している（令和5（2023）年度6,332.51kg）。
- コンポスト容器でのたい肥作り方法の発信、地域コンポスト（2か所。富士見地域センター、徳丸ふれあい館）及びリサイクルプラザコンポストの実施。講習会「親子でチャレンジ！生ごみ変身大作戦」（年1回）の実施。
- 食品ロス削減レシピをホームページ等に掲載したほか、レシピコンテスト「いたばし食べきりレシピコンテスト」開催（令和6（2024）年度から）、課公式インスタグラムでの紹介。

②事業系生ごみ減量の促進（重点的取組）

- 飲食店との連携による3010運動[※]等の「食べ残し削減キャンペーン」の実施
※3010運動：宴会などの会食で、「会食開始、乾杯後の30分間とお開き10分前には自席に戻って料理を食べきりましょう」と呼びかける運動
- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」における参加協力店の募集と連携（令和5（2023）年度27店舗）
- フードシェアリングサービス「いたばし×タベスケ」実施。

③リサイクルプラザを拠点とした活動の継続（重点的取組）

- リサイクルプラザで実施している、不用となった衣類、雑貨、家具等の引取り、展示・販売を継続

④販売店と連携した取組の推進

- 「いたばしエコ・ショップ制度」は平成30（2018）年度より募集停止。

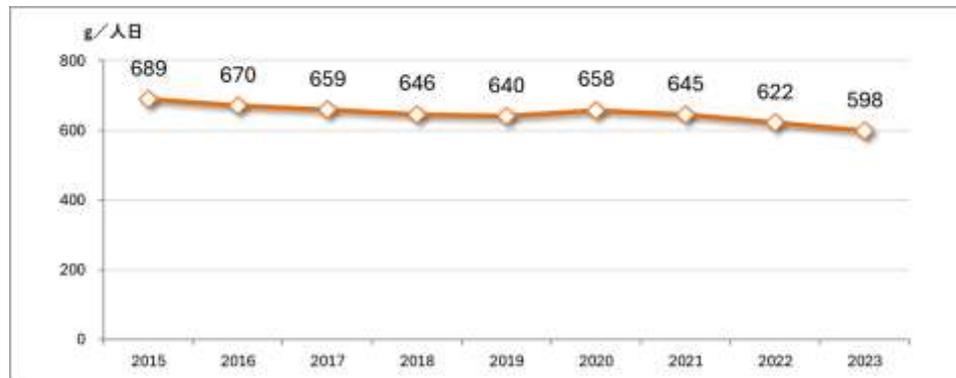
【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
フードドライブ の実施回数	平成 28 (2016) 年度：1 回	↑	令和 5 (2023) 年度常設： 18 地域センター、子ども家 庭総合支援センター、店舗 4 か所、イベント開催 3 回
いたばしエコ・シ ョップ（ゴール ド）認定数	平成 28 (2016) 年度：2 事業所	↑	事業縮小のため中止
リサイクルプラ ザの来館者数	平成 28 (2016) 年度：20,617 人	↑	令和 5 (2023) 年度 26,342 人

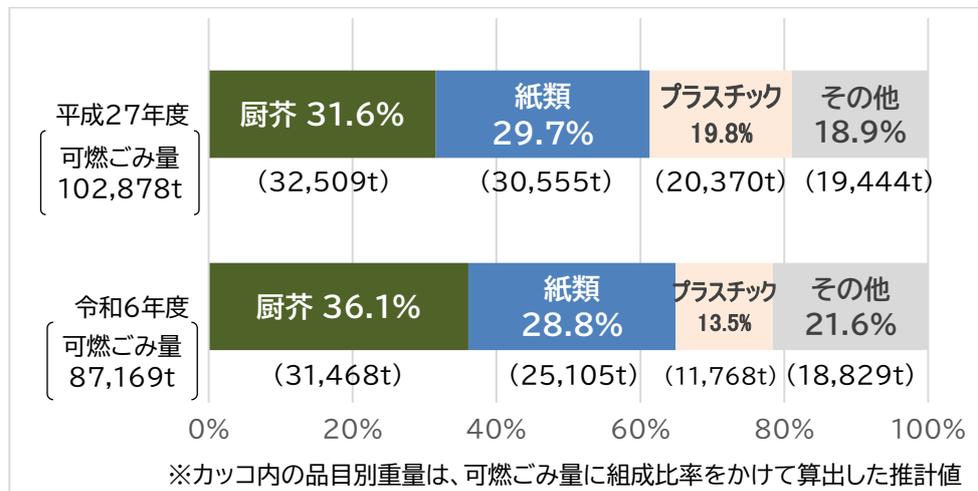
(2) 現状の分析 (調査結果)

資源・ごみの
量

○区民 1 人 1 日あたりの資源・ごみ量は減少傾向



集積所 (家庭)
ごみ組成比率



リデュース
(発生抑制)・
リユース(再
利用)の取組
や意向

【家庭】

- 92.8%が何らかの食ロス削減に資する取り組みを実践
特に行っていることはない3.7% その他3.5%
- 「料理の持ち帰り」や「量の調整」等を飲食店に希望
積極的に飲食店を利用するきっかけとなるサービスとして「食べ
切れなかった料理の持ち帰り」58.7% 「小盛メニューや量の
調整」44.3%
- フードシェアリングサービス「タベスケ」は53.0%が「機会があ
れば利用したい」と回答
- リサイクルショップやリユースショップは55.0%が利用
- ネットオークションやネット上のフリーマーケットサービスは
38.9%が利用
- インターネット・アプリでのリユース方法に関する講座や情報提供
については、21.7%が参加・利用希望

【事業所】

- 今よりごみ減量・リサイクルできると思う事業所は20.0%
- 事業所内で発生するペットボトルや弁当ガラはもっと削減でき
ると考える事業所が多い
- 飲食店における食ロス削減の取組の実施率は、「ご飯や麺などの量
の調節」が26.7%で最多。「小盛・ハーフサイズメニューの設定」
「閉店間際、消費・賞味期限間近の値引き」が各19.8%。

(3) 振り返りと課題

- 資源・ごみの量は着実に減少しており、家庭・事業所で発生抑制(リデュース)の
取り組みが行われています。
- 更なるごみ減量のためには、行動経済学の理論等、最新の技術や知見を活用しなが
ら、区民や事業者が自然と取り組めるような仕組みの構築を検討する必要があります。

○発生抑制策として「生ごみ」を重点的に実施していますが、ごみの組成比率では、厨芥（36.1%）に次いで紙類（28.8%）、プラスチック（13.5%）が多く、これらで全体の約8割（78.4%）を占めることから、紙類及びプラスチックについても、より発生抑制に取り組む必要があります。

○プラスチック発生抑制、食品ロス削減等の実践度は高いですが、更なる取組（飲食店での「料理の持ち帰り」や「量の調整」、事業所内でのペットボトルや弁当ガラ削減）への関心・許容度があり、またリユース・リサイクルに関する関心も高く、こうした関心の高さを実際の行動に繋げる必要があります。

（4）発生抑制の施策

【施策の方向性】

「もったいない」を、行動へ。
家庭も、事業者も、減らす力を“後押し”する

区民・事業者に対し、効果的な情報発信と行動の後押し（ナッジ）を働きかけ、食品やプラスチック資源の「もったいない」ごみ化を減らし、循環的な利用を図ります。

発生抑制（リデュース）

施策 2-1 家庭系ごみの減量・資源化の促進

施策 2-2 事業系ごみの減量の促進（継続）

施策 2-3 販売店と連携した取組の推進（継続）

施策 2-4 循環経済に資する事業・サービスへの支援

【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
ごみ減量イベントの参加者(希望者)数	(令和6(2024)年度実績を予定)	
ごみ減量イベントにおける『活動継続宣言』率	(令和6(2024)年度実績を予定)	
食べきり協力店数	(令和6(2024)年度実績を予定)	

【取組】

■ 施策2-1 家庭系ごみの減量・資源化の促進

家庭から排出されるごみのうち、生ごみ(厨芥)、紙類、プラスチックが大きな割合を占めていることから、これらの素材に焦点をあて、減量・資源化に関する情報発信、普及啓発を行います。

- 「生ごみ(厨芥)」、「紙類」、「プラスチック」の排出割合の高さに関する情報発信と、「減量・資源化は優先的に取り組むべきもの」という意識の啓発
- 家庭系ごみ減量に関する、SNSによるリマインド(通知)や、取組の成功事例の発信、各家庭での取組チェックリストの提供などの、減量行動への支援
- 家庭でできる生ごみ減量・水切り・たい肥化方法の普及・啓発及び機会の提供
- 講習会や地域コンポスト、リサイクルプラザコンポストによる体験の場の提供
- 雑がみ(紙類のうち、新聞、雑誌、紙パック、段ボール以外のもの)を「もらわない」「買わない」工夫の普及・啓発
- プラスチック使用削減製品や減包装商品の選択の普及啓発

■ 施策2-2 事業系ごみの減量促進(継続)

事業者に対する指導、情報提供により、自律的な事業系ごみ減量の取組を支援します。また、飲食店など、食品廃棄物を排出する事業者と連携し、事業系生ごみの削減を促進します。

- 事業用大規模建築物(延床面積3,000㎡以上)、事業用建築物(延床面積1,000㎡以上)の廃棄物管理責任者講習会、再利用計画書に基づく立入指導の実施、情報提供

- 「事業系ごみ 減量・リサイクルハンドブック」や区公式サイトを通じた情報提供
- 飲食店等との連携による3010運動等の「食べ残し削減キャンペーン」の実施
- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」協力店事業の拡充（詳細内容は食品ロス削減推進計画 施策5に掲載）

■ 施策2-3 販売店と連携した取組の推進（継続）

販売店と連携し、環境配慮型製品や減包装商品、再生品の普及、簡易包装や量り売りの実施などを促進します。

- 環境配慮型製品や再生品を扱う販売店等への支援
- 簡易包装、量り売り等を実施する販売店等への支援
- 販売店と協力したマイバック持参の普及啓発
- 再生原材料の使用等を生産、流通業者へ要請

■ 施策2-4 循環経済に資する事業・サービスへの支援

資源の循環利用、シェアリングサービスなど、循環経済に資する取組を展開する事業者への支援や連携を検討します。

- 自社製品の自主回収、シェアリングサービス、レンタルサービス、リペアサービスなどのビジネス動向の把握
- 区内における循環経済に資する事業・サービスを提供する事業者との連携、区民への情報提供、マッチング手法の検討

4.3 再生利用促進（リユース・リサイクル）

（1）板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①トレイ・ボトル類の分別回収の区内全域への拡大（重点的取組）

- モデル地区でのトレイ・ボトル類の回収を継続しつつ、令和4（2022）年のプラスチック資源循環促進法の施行に向け体制を整備。令和6（2024）年4月から、プラスチック（容器包装プラスチックと製品プラスチック）を資源として区内全域で回収開始。

②古紙類の分別回収の徹底（重点的取組）

- 「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」に分け方を掲載するなど、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の排出方法をイラスト付きで掲載。その他、幅広い世代への周知を図るため、区内イベントにおいて古紙類の分別に関するクイズ等を実施。

③不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収（重点的取組）

- 平成29（2017）年度から金属製品、使用済小型家電など、不燃ごみからの資源化事業を実施。令和元（2019）年度から、100%の資源化を達成。粗大ごみからは資源のピックアップ回収を継続して実施。

④拠点回収の実施

- 古布・古着、廃食用油、使用済小型家電の拠点回収を継続。令和4（2022）年8月からハブラシの拠点回収を開始。
- 紙パック、乾電池、食品用トレイ、ボトル容器については集積所回収が可能であることから整理し、令和7（2025）年3月で回収を終了。

⑤集団回収の促進

- 集団回収の登録回収業者に対しては、古紙相場の下落時に報奨金を支給し継続的に支援。
- 報奨金基準単価を引き上げることで収集事業者数の維持を図った。

【取組の指標】

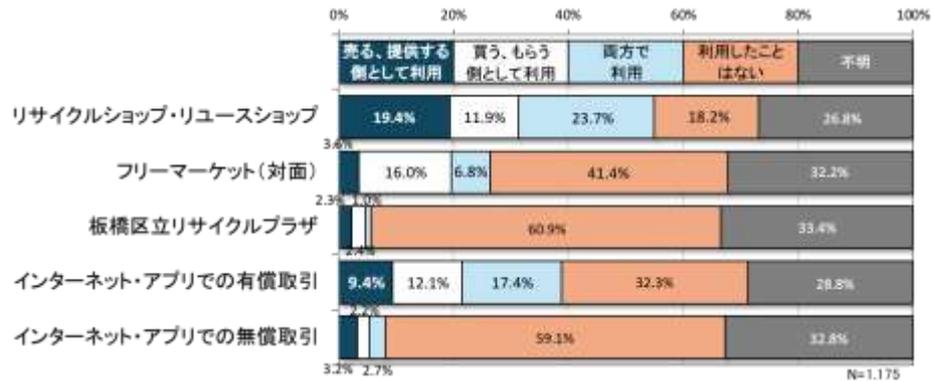
取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
トレイ・ボトル類集積 所回収量	平成 28 (2016) 年度: 11.0 t		令和 5 (2023) 年度: 20t (令和 6 (2024) 年 度より区内全域でプ ラスチックを資源と して回収)
「紙パック」「紙箱・紙 袋・OA用紙」回収量	平成 28 (2016) 年度: 157.4 t		令和 5 (2023) 年度: 127.8t
不燃ごみ・粗大ごみか らの資源化率	不燃ごみ：90% (平成 28 (2016) 年度) 粗大ごみ：13% (平成 26～28 年度平均 値)		不燃ごみ：100% (令和元 (2019) 年度～) 粗大ごみ：令和 5 (2023) 年度 10.2%
集団回収登録団体数	平成 28 (2016) 年度: 895 団体		令和 5 (2023) 年度: 896 団体
資源回収品目	平成 28 (2016) 年度: 11 品目 (モデル回収を 除く)		令和 5 (2023) 年度: 12 品目 (ハブラシ追 加)
資源 (※1) の回収量	平成 28 (2016) 年度: 13,627 t		令和 5 (2023) 年度: 13,768t
小型家電の回収量	平成 28 (2016) 年度: 468,898kg		令和 5 (2023) 年度: 431,117kg

※1 集積所回収 (びん、缶、古紙、ペットボトル、トレイ・ボトル類) 及び拠点回収 (紙パ
ック、乾電池、廃食用油、古布・古着、使用済小型家電、トレイ・ボトル類) の合計

(2) 現状の分析 (調査結果)

衣類、日用品、家具などのリユース

○リサイクルショップやリユースショップは55.0%が利用
 ネットオークションやネット上のフリーマーケットサービスは38.9%が利用(40代以下の世代の利用率が高く、20代51.0%、30代56.8%、40代55.6%)



○インターネット・アプリでのリユース方法に関する講座や情報提供については、21.7%が参加・利用希望

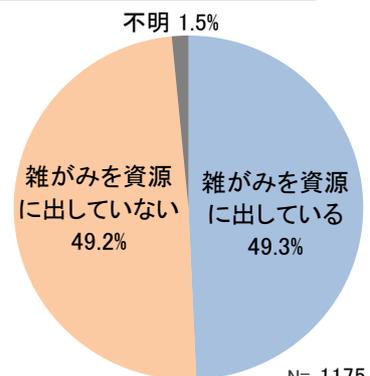


資源回収への協力(前回資料補足、再掲)

○可燃ごみの資源(紙、プラ等)の混入率は24.9%(組成調査)

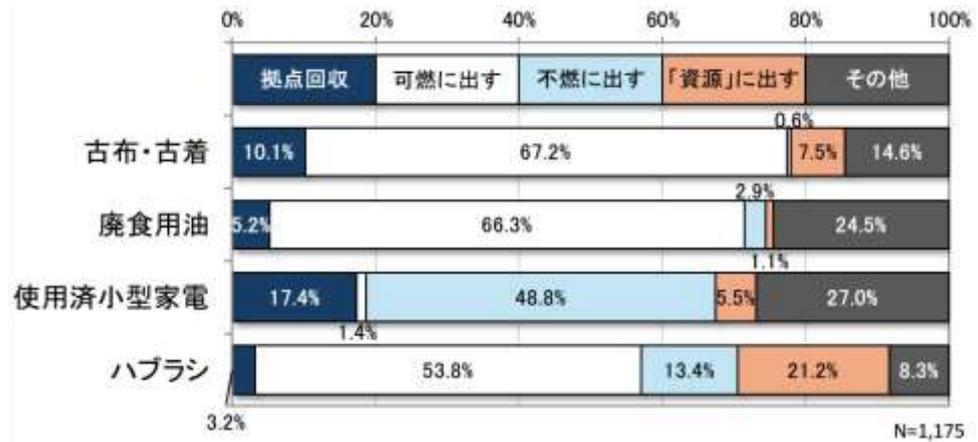


○プラスチック資源の分別回収の認知度は87.4%、うち協力度は93.4%。
 ただし、年代により協力度は異なり、全体と比較して40歳代以下は2~6ポイント程度低い。
 ○雑がみの資源としての認知度が低い。
 約半数が資源に出していない



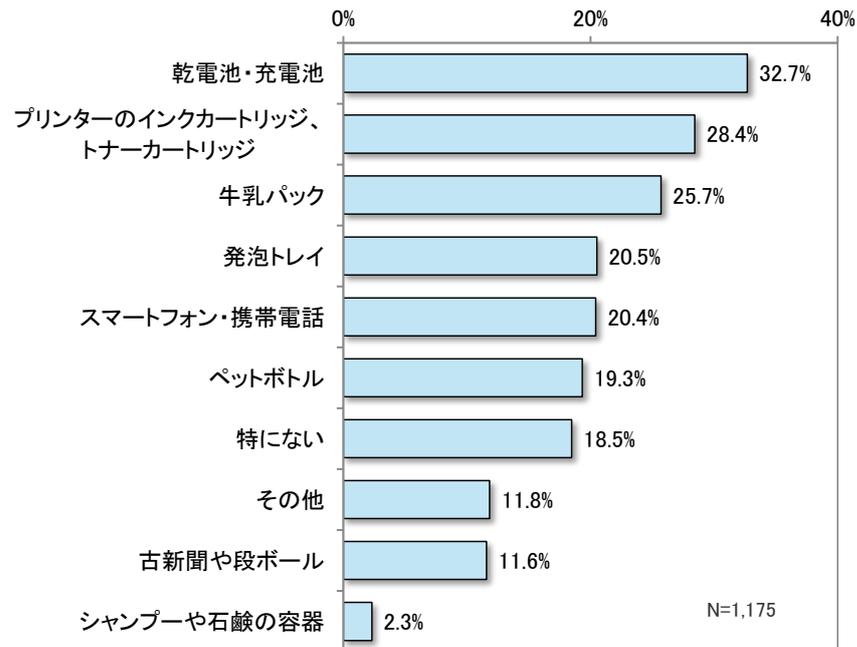
拠点回収の利用状況

○回収対象品目であってもごみとして出される割合が高い



店頭回収や販売店回収の利用

○店頭回収や販売店回収を利用している品目は、乾電池・充電機、プリンターのインク・トナーカートリッジ、牛乳パック、発泡トレイ、スマートフォン・携帯電話が上位5品目



(3) 振り返りと課題

○リサイクルショップの利用やインターネット・アプリでの有償取引によるリユースは、区民生活に一定程度定着しています。また、リサイクルプラザの来館者数は増加しており（平成28(2016)年度 20,617人→令和5(2023)年度 26,342人）、

区民アンケート調査ではインターネット・アプリでのリユース方法について学びたいとする意見が見られます。

- 区の集積所回収による資源化については、プラスチックの分別回収に高い協力が得られているものの、30代を中心に若年層での協力度が全体と比較してやや低い、「雑がみ」の資源としての認知度が低い、といった課題があります。組成分析調査によると、可燃ごみの中には24.9%の紙類やプラスチック類といった資源として分別可能なものが含まれています。

引き続き紙類やプラスチック類の分別強化に向け、世代やライフスタイルに合った情報提供、分別ルール徹底策を進め、再資源化率の向上と分別収集品質の向上をめざしていく必要があります。

- 拠点回収は、「古布・古着」「廃食用油」「使用済小型家電」を継続、拠点数の増加を図りました。また、令和4（2022）年8月に「ハブラシ」の拠点回収を開始し、令和7（2025）年3月に「紙パック」「乾電池」「食品用トレイ・ボトル」は集積所での回収に整理しました。

区民アンケート調査によると、古布・古着は10.1%、廃食用油は5.2%、使用済小型家電は17.4%、ハブラシは3.2%の区民が拠点回収を利用しています。

拠点回収品目と拠点となる場所の拡充については、今後とも区民のニーズや集積所回収・事業者回収とのバランスに配慮しながら柔軟に対応していく必要があります。

- 店頭回収や販売店回収といった事業者が主体となる回収については、乾電池・充電電池で32.7%の区民が利用しているほか、プリンターカートリッジは28.4%、牛乳パックは25.7%、発泡トレイは20.5%、スマートフォン・携帯電話は20.4%、ペットボトルは19.3%の区民が利用しています。「店頭回収や販売店回収の存在を知っているが、行動はしていない」等、区民の認知と行動のギャップを埋めることのできるような方策を検討する必要があります。

- 一方、事業者においても、自ら製造・販売したものの回収やリユース・リサイクルについて、意義や必要性を感じつつも行動に移していないケースが考えられ、事業者の行動を後押しするインセンティブについて、併せて検討する必要があります。サーキュラーエコノミー推進への気運が高まる中、事業者による新たな回収、リユース・リサイクルの取組も今後盛んになると見込まれますが、従来からの店頭回収・販売店回収品目と合わせ、区内の事業者、販売店と連携しつつ、サーキュラーエコノミー促進に寄与する支援策等を検討する必要があります。

(4) 再生利用促進（リユース・リサイクル）の施策

【施策の方向性】

分けるだけじゃ、もったいない。
出し方から、生まれ変わるまでの物語を、“みんなごと”に。

次回検討

【取組の指標】

次回検討

【取組】

次回検討

4.4 収集運搬

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①体温計・血圧計等の水銀含有廃棄物の回収ルートの確立（重点的取組）

- 国の「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を参考に、不燃ごみ資源化事業により、水銀含有廃棄物のごみへの混入を防ぐ方策を検討。不燃ごみを民間資源化施設へ搬入後、水銀リサイクル業者に引き渡す回収ルートを確立（平成28（2016）年度から）。
- 水銀含有廃棄物の可燃ごみへの混入を防ぐため、「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」や区公式サイトを通じ、排出方法を区民に周知。

②事業系ごみの適正排出指導（重点的取組）

- 集積所にごみを排出している事業所に対しては、ルール違反のごみへの警告シートでの対応、区公式サイトでの周知等を通じ、事業系有料ごみ処理券の貼付や適正排出を徹底。
- 集積所でのふれあい指導を実施し、事業系ごみの減量・資源化や適正排出を指導。

③区民サービスの向上

- 高齢者、障がい者に対する戸別収集、粗大ごみ運び出しを継続実施。

④適正処理困難物への対応

- 区で収集・処理ができない適正処理困難物や有害物の品目、処理方法について周知するとともに、電話対応等により排出者に対し処理先を情報提供。製造事業者に対する自主回収の要請を実施。板橋区医師会や板橋区薬剤師会と連携し、使用済注射針の適正回収を推進したほか、医療廃棄物の適正な処理についての周知頻度を増加した。

【取組の指標】

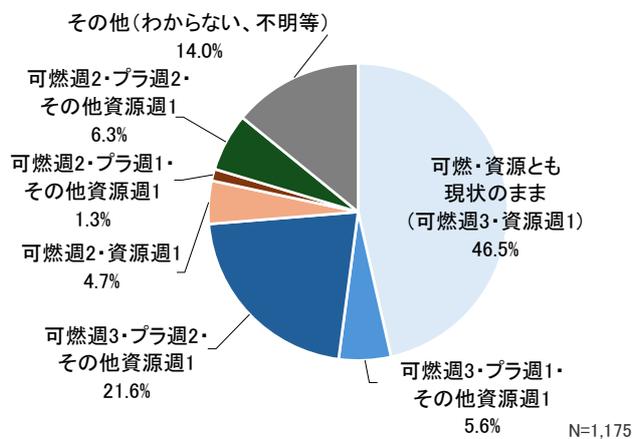
取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
体温計・血圧計等の水銀含有廃棄物の回収ルートの確立	—	実施	実施（不燃ごみ資源化事業による回収ルートの確立）
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	平成 28 (2016) 年度：850 件		令和 5 (2023) 年度：908 件
区収集事業系ごみの事業系有料ごみ処理券貼付率	平成 27 (2015) 年度事業所アンケート調査：「貼っている」の回答 75.9%		令和 6 (2024) 年度事業所アンケート調査：「貼っている」の回答 83.7%

(2) 現状の分析 (調査結果)

ごみ・資源の収集回数に関する意識・意向

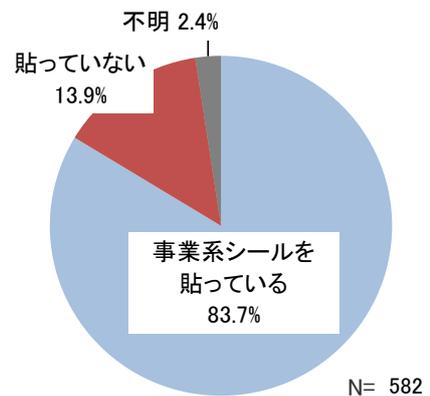
○区民アンケート調査では、「可燃ごみ週3回、資源週1回の現状のままで良い」とする意見が46.5%

可燃ごみ・資源の収集回数について



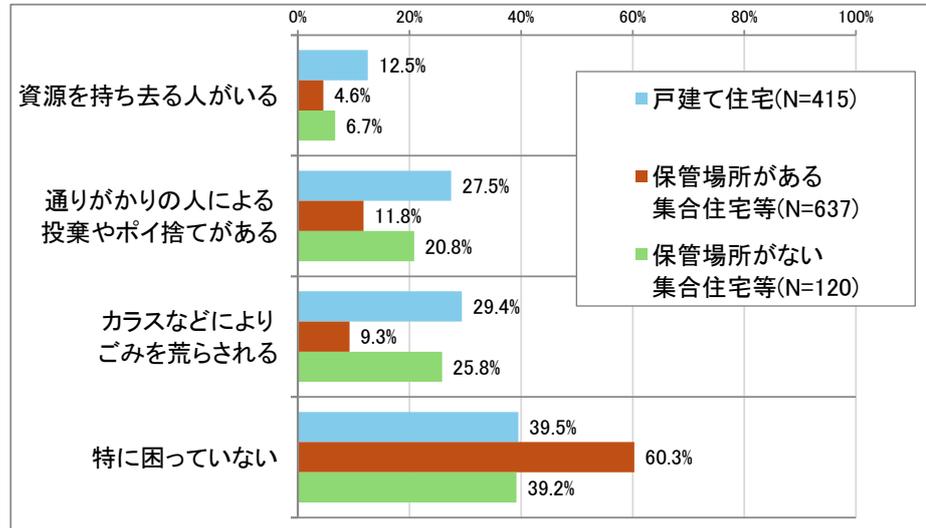
事業所ごみを区収集に排出する際の有料処理券貼付率

○事業所アンケート調査では、事業系ごみ有料処理券を貼付しているとの回答は83.7% (平成27(2015)年度調査では75.9%)



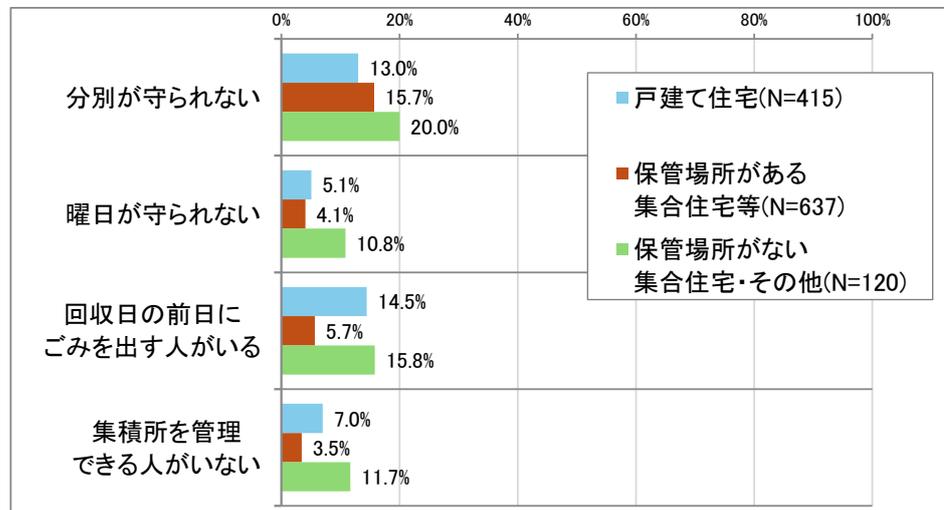
ごみ・資源の集積所で困ったこと
(美化関連)

○区民アンケート調査では、戸建て住宅居住世帯で「資源の持ち去り」(12.5%)、「ポイ捨て」(27.5%)、「カラスの害」(29.4%)といった集積所の美化に関する困りごとが、他の居住形態(集合住宅等)より高い傾向にある。
保管場所のある集合住宅居住世帯は「特に困っていない」が60.3%



ごみ・資源の集積所で困ったこと
(適正処理関連)

○保管場所が無い集合住宅居住世帯では、「分別が守られない」(20.0%)、「曜日が守られない」(10.8%)を「困ったこと」として挙げる割合が高い。



(3) 振り返りと課題

- 水銀含有廃棄物については、不燃ごみ資源化事業の中で回収・資源化を行うルートが平成 28（2016）年度に確立されました。
- 高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数は、平成 28（2016）年度 850 件から令和 5（2023）年度は 908 件と増加しています。今後も、増加していく需要やニーズの多様化に対応していく必要があります。
- 資源やごみの収集体制に関して、板橋区は、可燃ごみの週 3 回収集を実施している 23 区内唯一の区（資源は週 1 回）です。区民アンケート調査の分析では、現状の収集回数（可燃週 3 回、資源週 1 回）のままで良いとする意見が 46.5%、週 3 回可燃収集を維持したままプラスチックの回収を週 2 回として欲しいとする意見が 21.6%でした。また、可燃ごみを週 2 回収集に減らし、代わりに資源回収の頻度を増やして欲しいなどとする意見は、12.3%でした。
板橋区においては、可燃ごみは引き続き減少傾向が見込まれるものの、人口・単身世帯の増加、集積所箇所数の増加等、収集作業においてはニーズの多様化・増加が見込まれます。一方、少子高齢化による収集の担い手の減少も見込まれ、収集・運搬体制を維持することが困難になる可能性があります。
- 事業者が区収集にごみを排出する際の事業系ごみ有料処理券の貼付については、事業所アンケート調査では令和 27（2015）年度貼付率 75.9%から、令和 6（2024）年度は 83.7%と上昇しました。引き続き、有料ごみ処理券の貼付を始め、事業系ごみ排出ルールの遵守を働きかけていく必要があります。

(4) 収集運搬の施策

【施策の方向性】

「安心して出せる」「安心して集め、運べる」が続けられる社会に。
収集の“これから”は、多様性と強靱性（レジリエンス）の両立へ。

次回検討

【取組の指標】

次回検討

【取組】

次回検討

4.5 適正処理・処分

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①災害時の対応（重点的取組）

- 区の災害廃棄物処理計画を策定（令和3年3月）。
- 東京二十三区清掃一部事務組合や東京二十三区清掃協議会等と連携し、災害時を想定した配車訓練を実施（毎年6月）。区（危機管理部と資源環境部）と都（下水道局）の共同でし尿受け入れ訓練を実施（令和6年12月）。

②不適正処理の防止

- 区公式サイト等により、資源等の持ち去りについて区民に対し注意喚起を行うとともに、区民からの通報を受けた地区には重点的にパトロールを行った。

③最終処分場の延命化

- ごみ減量、資源の分別回収、ごみからの資源化を進め、最終処分量を削減。令和6（2024）年4月から区内全域でプラスチックの資源回収を開始し、可燃ごみの減量に寄与。

④熱エネルギーの有効利用

- 板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを公共施設で有効利用（熱帯環境植物館・高島平温水プール・高島平ふれあい館）。

⑤家庭ごみ有料化に関する調査・検討（現行計画の「発生抑制」から移動）

- 「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」により有料化の状況に関する情報収集を行った。

⑥事業系ごみ排出基準の見直し検討（現行計画の「収集運搬」から移動）

- 令和6（2024）年度アンケート調査で事業系ごみ排出基準の見直しに関する事業者の意識・意向を調査。

【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
家庭ごみの排出量(可燃・不燃・粗大ごみ)	平成 28 (2016) 年度： 108,344 t	⇩	令和 5 (2023) 年度： 101,016 t
事業系ごみの排出量(可燃持込ごみ)	平成 28 (2016) 年度： 30,012 t	⇩	令和 5 (2023) 年度： 28,306 t

(2) 現状の分析 (調査結果)

家庭ごみ収集有料化について

○有料化については「有料化すべきである」「どちらかと言えば有料化に賛成である」を合わせ、15.5%が肯定的意見

○有料化を導入するために必要なこととして、「負担が重ならないよう価格は低めに」55.5%、「資源は無料」54.6%、「不法投棄対策を強化」49.9%。

事業所の区収集ごみへの1週間あたりの排出量

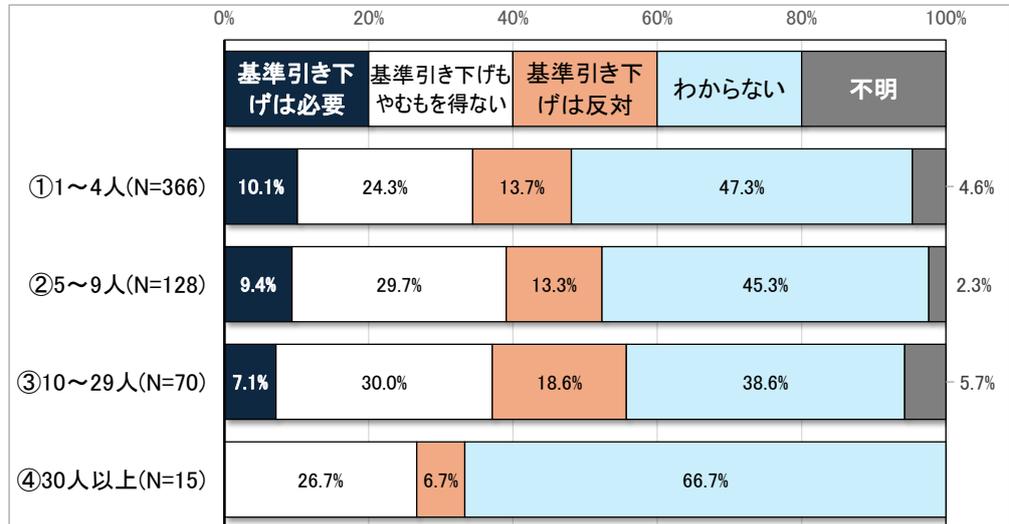
○区収集に排出している1週間あたりの事業系ごみ量は、10 kg未満までの範囲の排出量(5 kg未満 25.4%、5~10 kg未満 24.2%)が約半数(49.8%)を占める。



事業系ごみの排出基準について

○事業系ごみの排出基準(1日平均 50 kg未満)について、「基準引き下げは反対」とする意見の従業者規模別状況:

- ・従業者数 10 人未満：1～4 人、5～9 人ともに 13%程度
- ・従業者数 10～29：18.6%
- ・従業者数 30 人以上：6.7% (許可業者処理委託が多くなる)



(3) 振り返りと課題

○「災害時の対応」については、大規模災害の発生を想定し、災害廃棄物の発生から処理・処分までの流れや、災害時の組織体制及び連携・支援・受援体制、仮置場等の環境保全対策などについて基本事項を定めた「板橋区災害廃棄物処理計画」を令和3(2021)年3月に策定するとともに、継続的に災害を想定した配車訓練等を特別区全体の連携のもと実施しています。近年、地球温暖化の影響による集中豪雨が局地的に発生する例があり、その被害により生じる廃棄物の対応について検討する必要があります。

○ごみの排出量は家庭ごみ(区収集ごみ)、事業系ごみ(持込ごみ)ともに減少傾向にあり、また令和元(2019)年度からの不燃ごみ100%資源化や、令和6(2024)年度からのプラスチック資源化により、最終処分場に搬入される量は減少しています。

○家庭ごみの有料化について、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、「一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである」とするなか、板橋区は区市町

村と都との共同検討会に参加し、他区と連携して情報収集や研究を継続的に行っています。

(4) 適正処理・処分の施策

【施策の方向性】

見えないところで、支えるしくみ。
持続可能で公平な処理のしくみを、地域とともに再構築する 10 年へ。

次回検討

【取組の指標】

次回検討

【取組】

次回検討

5 食品ロス削減推進計画

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

【再掲】

①家庭系生ごみ減量・資源化の促進（重点的取組）

- 生ごみの水切り等家庭で取り組める生ごみの減量化についての普及啓発について、12月と1月を「いたばしみんなの食べきりチャレンジ月間」として行動の呼びかけ、啓発を実施したほか（令和6（2024）年度からは通年化「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」）、広報いたばし（10月の3R推進月間ほか）、区公式サイト（コンテンツ「ご存知ですか？『消費期限』と『賞味期限』」ほか）、SNS（インスタグラム）、区民まつりイベント出展、等で発信。
- フードドライブについて、令和2（2020）年度から18地域センターで常設窓口を開始し、令和4（2022）年度から子ども家庭総合支援センター、区内店舗3か所が新たに常設窓口として参加。回収量は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで、一貫して増加している（令和5（2023）年度6,332.51kg）。
- コンポスト容器でのたい肥作り方法の発信、地域コンポスト（2か所。富士見地域センター、徳丸ふれあい館）及びリサイクルプラザコンポストの実施。講習会「親子でチャレンジ！生ごみ変身大作戦」（年1回）の実施。
- 食品ロス削減レシピをホームページ等に掲載したほか、レシピコンテスト「いたばし食べきりレシピコンテスト」開催（令和6（2024）年度から）、課公式インスタグラムでの紹介。

②事業系生ごみ減量の促進（重点的取組）

- 飲食店との連携による3010運動等の「食べ残し削減キャンペーン」の実施
- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」における参加協力店の募集と連携（令和5（2023）年度27店舗）
- フードシェアリングサービス「いたばし×タベスケ」実施。

【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
フードドライブの実施回数	平成28（2016）年度：1回		令和5（2023）年度常設：18地域センター、子ども家庭総合支援センター、店舗4か所、イベント開催3回

(2) 現状の分析（調査結果）

食品ロス削減の 取組や意向【一部 再掲】

【家庭】

- 92.8%が何らかの食ロス削減に資する取り組みを実践
特に行っていることはない3.7% その他3.5%
- 「料理の持ち帰り」や「量の調整」等を飲食店に希望
積極的に飲食店を利用するきっかけとなるサービスとして
「食べ切れなかった料理の持ち帰り」58.7% 「小盛メニュー
や量の調整」44.3%
- フードシェアリングサービス「タバスケ」は53.0%が「機会が
あれば利用したい」
- フードドライブ常設窓口認知度は8.3%

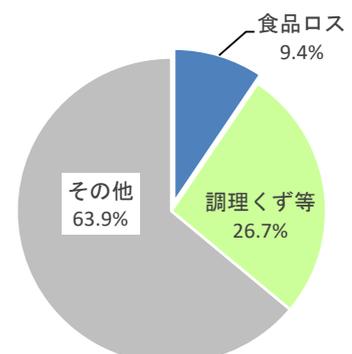
【事業所】

- 食品ロスは消費・賞味期限切れや食べ残し
消費・賞味期限切れ 50.5% 食べ残し 45.5%
飲食サービス業に限定した場合、消費・賞味期限切れ45.8%、
食べ残し62.7%
- 飲食店における食ロス削減の取組の実施率は、「ご飯や麺などの
量の調節」が26.7%で最多。「小盛・ハーフサイズメニューの
設定」「閉店間際、消費・賞味期限間近の値引き」が各19.8%。
- タバスケ等区取組への参加意向は低い
食べ切りチャレンジ参加希望 6.6%
いたばし×タバスケ参加希望 2.0%

組成調査結果

- 可燃ごみ中の9.4%が食ロスであった。

可燃ごみの組成[R6]



○飲食サービス業は厨芥の割合が高い。

項目		建設業	製造業	卸売業・小売業	不動産業	飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	その他	全体
大分類	中分類									
可燃物	紙類	61.3%	38.4%	52.8%	54.0%	13.6%	49.7%	46.6%	57.6%	43.4%
	厨芥	3.5%	11.8%	9.0%	7.9%	★ 62.2%	15.5%	2.6%	8.9%	18.6%
	繊維	1.4%	1.4%	1.3%	0.9%	1.4%	1.1%	1.5%	1.4%	1.4%
	草木	0.9%	13.2%	1.1%	11.1%	2.0%	2.0%	2.1%	1.4%	3.4%
	その他可燃物	6.4%	10.8%	6.4%	2.4%	3.1%	14.6%	16.9%	5.5%	7.9%
	プラスチック類	18.6%	12.6%	20.1%	20.1%	9.2%	14.9%	27.5%	17.9%	17.3%
	ゴム・皮革	0.1%	0.4%	2.9%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	1.0%	1.2%
不燃物	ガラス	0.1%	8.3%	1.6%	2.5%	3.3%		0.5%	2.1%	2.6%
	金属類	6.4%	0.9%	3.9%	0.4%	4.1%	1.3%	0.3%	1.7%	2.9%
	その他不燃物	1.1%	2.2%	0.9%	0.3%	0.5%	0.7%	1.7%	2.6%	1.2%
その他	処理困難物	0.1%		0.1%	0.1%	0.3%				0.1%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

単位:g/人日

	建設業	製造業	卸売業・小売業	不動産業	飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	その他	全体
事業所数	11	17	29	6	9	9	11	10	102
可燃ごみ(a)	230.3	297.4	304.7	184.8	★ 888.1	200.7	417.2	224.7	335.0
不燃ごみ(b)	13.6	13.6	15.8	3.0	17.8	3.4	10.8	13.9	12.8
資源(c)	95.4	108.5	247.5	39.6	166.8	60.9	116.7	146.8	148.1
可燃・不燃ごみと資源(a+b+c)	339.4	419.5	568.0	227.4	1,072.7	265.0	544.8	385.4	496.0
可燃ごみと不燃ごみ(a+b)	244.0	311.0	320.6	187.8	905.9	204.1	428.0	238.6	347.8

○世帯構成によっても厨芥の割合は変わる（23.5%～38.3%）

項目		1人	2人以上					全体	
大分類	中分類		2人	3人	4人	5人	6人以上		
可燃物	紙類	38.3%	32.2%	32.7%	31.3%	30.0%	35.2%	31.7%	33.9%
	厨芥	29.3%	30.2%	29.8%	28.3%	★ 38.3%	28.7%	23.5%	29.9%
	繊維	5.3%	3.2%	2.8%	3.7%	4.2%	2.4%	0.5%	3.7%
	草木	1.3%	3.8%	5.0%	1.7%	4.2%	2.9%	1.4%	3.1%
	その他可燃物	5.4%	7.2%	6.5%	9.6%	4.8%	7.2%	1.0%	6.7%
	プラスチック類	16.2%	16.9%	17.0%	17.5%	15.8%	14.5%	25.9%	16.7%
	ゴム・皮革	0.0%	0.3%	0.1%	0.5%	0.0%	0.7%	0.0%	0.2%
不燃物	ガラス	1.6%	3.6%	4.5%	3.2%	0.4%	3.8%	8.0%	3.1%
	金属類	1.3%	1.8%	1.1%	2.8%	1.1%	2.7%	8.0%	1.6%
	その他不燃物	1.2%	1.0%	0.5%	1.4%	1.3%	1.9%		1.1%
その他	処理困難物	0.1%	0.0%				0.0%		0.0%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 振り返りと課題

○区民の 92.8%が何らかの食ロス削減に資する取り組みを実践しているものの、食品ロス排出量が区収集可燃ごみの約 1 割（9.4%）と推定されることから、更なる取組が必要です。

- 区民の食品ロス削減等の実践度は高いが、更なる取組（飲食店での「料理の持ち帰り」や「量の調整」）への関心・許容度があることから、関心の高さを実際の行動に繋げる必要があります。
- 事業系のうち、業種別の可燃ごみ量、可燃ごみに占める厨芥の割合が、飲食サービス業において特に高い（可燃ごみに占める厨芥の割合:62.2%）ことから、優先して取り組むことを検討する必要があります。
- 更なるごみ減量のためには、行動経済学の理論等、最新の技術や知見を活用しながら、区民や事業者が自然と取り組めるような仕組みの構築を検討する必要があります。
- 食品ロス削減は、家庭系、事業系ごとに事業を行うとともに、相互に関係するもの、また食品を必要としている主体と連携して取り組むことが可能かつ有効であり、協働する仕組みの充実を検討する必要があります。

(4) 食品ロス削減に向けた施策

【施策の方向性】

食べ物は、ごみじゃない。
くらし・しくみ・つながりで、「もったいない」を社会の力に。

区民・事業者が「自分ごと」として取組めるような情報発信や行動支援、さまざまな活動主体との連携により、食品ロスを出さない社会づくりをめざしていきます。

方向性 1 区民・事業者への情報発信・行動のきっかけづくり

施策 1 家庭での食品ロス削減行動に向けた普及啓発

施策 2 事業所での食品ロス削減に向けた情報発信

施策 3 食品ロス削減に関する教育・学習の推進

方向性 2 食品ロスを出さない社会づくり

施策 4 食品ロス削減キャンペーンの実施

施策 5 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」協力店事業の拡充

施策 6 フードドライブ事業の拡充

施策 7 フードバンク団体、フードシェアリングサービス事業者等との連携

施策 8 防災備蓄食品の活用

方向性 3 取り組みの「見える化」

施策 9 食品ロスの発生状況・削減の取り組みの成果の「見える化」

【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
フードドライブ拠点数・回収量	(令和 6 (2024) 年度実績を予定)	
区民意識意向調査(隔年)の「環境のために現在取り組んでいること・今後取り組んでみたいこと」回答割合	「食品が無駄にならない行動(買いすぎない、作りすぎない、家庭菜園による地産地消の実践)」を選ぶ人の割合 令和 5 (2023) 年度 48.6%	

【取組】

方向性 1 区民・事業者への情報発信・行動のきっかけづくり

生産・製造・販売の各段階や家庭での買物・保存・調理の各場面に合わせた情報発信等を通じ、区民・事業者の食品ロス削減に関する意識の醸成・行動へのきっかけづくりにより、「もったいない文化」の定着を図ります。

■ 施策 1 家庭での食品ロス削減行動に向けた普及啓発

区民の食品ロス削減行動を促すための普及啓発・情報発信を進めます。

- 食品ロス削減の必要性、食材の使いきり、冷蔵庫の中身の適正管理など、生活の各場面に応じた食品ロス削減行動コンテンツの充実
- 区公式サイト、SNS、その他様々な媒体を通じた食品ロス削減行動コンテンツの提供

■ 施策 2 事業所での食品ロス削減に向けた情報発信

食品廃棄物を排出する事業所に対し、食品廃棄物の減量・資源化、食品ロス削減に関する普及啓発・情報発信を進めます。

- サプライチェーンにおける食品の納品期限の緩和の取組や、AI を活用した需要予測手法の導入、小分け販売、食べ残し持ち帰りなど、生産・製造・販売の各段階に合わせた食品ロス削減手法に関し、事業者へ情報提供

- 区公式サイト、SNS、その他様々な媒体を通じた情報提供

■ 施策3 食品ロス削減に関する教育・学習の推進

環境教育や環境学習の取組を通じ、食品ロス問題に関する共通理解や食品ロス削減の実践方法などを学ぶ機会を提供します。

- 小学校出前講座や、食品ロス削減に関する副教材の提供等を通じて、学校教育における食品ロス問題の学びを支援
- 消費者教育や生涯学習、食育の部署と連携し、講座や講演会等を実施

方向性2 食品ロスを出さない社会づくり

消費者・事業者等がそれぞれの役割を理解し、具体的な行動に移していくことができる施策を推進するとともに、事業者と消費者間、事業活動・消費生活と福祉・防災など、さまざまな主体が連携し、つながりを強めることにより、食品ロスを出さない社会づくりを進めていきます。

■ 施策4 食品ロス削減キャンペーンの実施

さまざまな主体と連携したキャンペーンの実施により、食品ロス削減に向けた具体的な行動を支援していきます。

- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ月間」を通じた行動の呼びかけ
- 家庭における食材の使いきり、冷蔵庫の中身の適正管理に関する機会の提供
- 飲食店との連携による3010運動など食べ残し削減キャンペーンの実施
- 単身層、若年層向けのSNSの投稿を利用した食品ロス削減キャンペーンなど

■ 施策5 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」協力店事業の拡充

飲食店等に対し、「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」への参加を呼びかけるとともに、区民に対する協力店利用を呼びかけ、買物・外食時の食品ロス削減行動の促進を図ります。

- 区公式サイト、SNS、その他様々な媒体を通じた「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」の認知度の向上と参加の呼びかけ
- テナントビルの飲食店街など、商業施設単位での参加の呼びかけ
- 区民向けコンテンツを通じ、区民に対する参加協力店の認知度及び利用向上

■ 施策6 フードドライブ事業の拡充

家庭で発生する未利用食品の廃棄削減を図るため、フードドライブ事業の拡充を進めます。

- フードドライブ常設窓口（地域センター等）の認知度と利用向上及び増設の検討
- 民間事業者（コンビニエンスストアや食品販売店等）が実施するフードドライブの取組について、区民への広報

■ 施策7 フードバンク団体、フードシェアリングサービス事業者等との連携

食品の流通や販売における食品ロスの発生を防ぐため、食品の受け皿となるフードバンク団体や、廃棄の可能性がある食品を消費者に届けるフードシェアリングサービスを提供する事業者との連携を図ります。

- 事業者向け情報媒体を通じ、フードバンク活動の認知度向上を図るとともに、事業者からの問い合わせに対するフードバンク活動団体に関する情報提供
- 福祉関連部署や社会福祉団体を通じた社会福祉活動との連携推進
- フードシェアリングサービス提供事業者との連携によるフードシェアリングサービスの普及

■ 施策8 防災備蓄食品の活用

大規模災害に備え区が備蓄している食品について、入れ替え時等に有効活用を図ります。

- 防災備蓄食品の入れ替え時における有効期限内の食品について、防災イベントで配布するなどして区民意識の向上を図るとともに有効活用

方向性3 取組の「見える化」

区内の食品ロス発生状況やさまざまな取組の進捗状況などを効果的に把握、分析する手法について調査・研究を継続するとともに、その成果を「見える化」し、区民・事業者との共有を図ります。

■ 施策9 食品ロスの発生状況・削減の取組の成果の「見える化」

施策の調査・分析結果や区民・事業者の取組結果を「見える化」し、効果的に区民・事業者へ伝えるための手法について検討します。

- 取組の成果を効果的に示す指標のあり方について、引き続き検討
- 食品ロスの発生状況や取組の成果をダッシュボード化し、効果的に区民・事業者へ発信、共有する手法の検討
- 区民・事業者が自らの取組結果を「見える化」できる機会の提供

6 生活排水処理基本計画

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①生活排水の処理方針

○令和6(2024)年度時点、下水道使用率99.99%。

②浄化槽の適正管理

○浄化槽管理者に対し、収集運搬補助金事業を実施。

③し尿の収集運搬、及び処分

○汲み取り世帯の減少に応じた効率的収集運搬を行うため、板橋東清掃事務所において、板橋区、豊島区、北区(令和6(2024)年度からは板橋区と北区)の家庭系し尿の収集運搬を実施。

(2) 振り返りと課題

○下水道に未接続のし尿汲み取り世帯は、令和6(2024)年度末時点27世帯(板橋区20、北区7)にまで減少しています。今後とも未接続世帯への下水道接続状況を注視しつつ、効率的なし尿収集体制を維持していくことが求められます。

○浄化槽汚泥や事業活動に伴って排出されるビルピット汚泥及び仮設便所のし尿については、引き続き許可業者による収集、適正処理の体制を維持していくことが求められます。

(3) 方向性(施策例)

【施策の方向性】

見えない排水が、まちの未来を左右する。
くらしの“あとしまつ”に、環境と備えを。

次回検討